

平成25年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第4日目)

平成25年 3月 8日(金曜日) 午前9時30分開議

第36 一般質問

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	佐藤純一君
福祉保健課長	八鍬光邦君
福祉保健課業務監	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	佐藤正好君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	平塚晴康君
教育長	林秀貴君
管理課長	山内啓伸君
社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	中山信也君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	中島千花子君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。今日は素晴らしい天気になりました。春は確実に近づいてまいっておると思います。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） それでは、日程第36、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

4番、河端芳恵君の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。通告書に従いまして町長に、町民にやさしいまちづくりの進め方について伺います。

町長は、町政執行に臨む基本姿勢として「みんなで創る『訓子府の元気』、町民にやさしいまちづくり」を目標にしています。

1、町長は「町民にやさしいまち」をどのように考え、今の課題をどうとらえ、それに向けて実行していきますか。

2、若い、子育て世代にとって国の施策が猫の目のように変わり、先行き不透明な中、子どもを産み育てることは、ますます困難な状況となっています。

税制も変わり、それにより、さらなる負担増を強いられるケースも出てきています。

国は、3歳～5歳児の幼児教育の無償化にむけて検討をはじめようですが、町はそれに先駆けて実施する考えはありますか。

3、高齢化や病気などにより、さまざまな障がいを持つ人が増えています。

障がいがあっても社会参加をして仲間との交流や趣味を続けたいと希望する人もいます。そのような人をどう支援しますか。

4、この冬は寒さや大雪のせいか、住宅の軒先のつららなど危険な状態があちこちで見受けられます。

町営住宅、町有住宅、空き家などでもそのような状況が見受けられますが、どのように管理していきますか。

以上伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民にやさしいまちづくりの進めかた」について、4点の質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「『町民にやさしいまち』をどのように考え、今の課題をどうとらえ、それに向けて実行していきますか」のお尋ねでございますが、平成19年5月から町政を担い、1期目のマニフェストでは、7つの約束と9項目の緊急提言で「みんなで創る訓子府の元気」を掲げ、多くの課題の解決に向け、懸命に走り抜けてきた1期4年間でございました。

私の政策の1丁目1番地である「町民こそが主役」「町民総意のまちづくり」を実践する中で、真剣な議論の到達点として、日本国憲法や地方自治法を踏まえ、改めて「安心した生活を支える医療と福祉、教育を公的に保障して整備する」「町民が手をつないで連携したり支えあう文化施設や社会インフラなどの生活環境を整備する」さらに暮らしの土台である「農林業や商工業などを応援する」ことが町民の最も身近な町の仕事であることを確認し、2期目には「みんなで創る訓子府の元気」町民にやさしいまちづくりを目指して、私のマニフェストにあります7つの大きな柱を中心に施策を進めているところであり、本年度は執行方針にもお示ししましたように「1. 果敢な挑戦と町民本位の町政推進」「2. まちづくり目標実現に向けた実行力の発揮」「3. 戦略的な予算執行と財源の有効活用」の3本の矢を持ち進めてまいります。

平成25年度は、2期目の折り返しになりますが「まちづくりは町民こそが主役」という基本的な考えを大切に町民の皆様と課題を共有し、町民の皆様の知恵と力を借りながら課題を解決し町民の皆様とともに「やさしいまちづくり」に邁進^{まいしん}してまいるところでありますのでご理解願います。

次に、2点目の「国の幼児教育の無償化にむけての検討について」のお尋ねでございますが、近年の少子化、核家族化や地域の人間関係の希薄等の進行に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対するニーズも多様化しております。このような中で民主党政権下の昨年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」では、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支えることを目的に、認定こども園・幼稚園・保育所等の量的な拡大や、質の高い教育・保育など子育て支援の充実を図ることを目的にしており、本町では「幼保一体化施設」の整備に向けて検討しているところでございます。

ご質問の3歳児から5歳児の幼稚園、保育所の無償化については、出生数の減少が続く中、子育て世代の経済的負担を軽減する少子化対策として、自民・公明両党の連立政権合意に盛り込まれており、6月には中間取りまとめが出されるようでございます。

今のところ、国の子育て対策として、幼児教育の無償化についての具体的な内容が示されていないことから、今後、国の動向や近隣の状況を見極めながら検討していきたいと考えているところでございます。

幼児期は、人格形成の基礎を培う時期で、幼児教育が果たす役割は極めて大きいと認識しており、今後とも、子どもたちの健全育成の環境づくりに努めてまいりますのでご理解願います。

次に、3点目の「高齢化や病気などにより、さまざまな障がいをもつ人が増えています。障がいがあっても、社会参加をして仲間との交流や趣味を続けたいと希望する人もおり、そのような人をどう支援しますか」とのお尋ねでございますが、近年、障がいをもつ方の増加、重度化、複雑化が進んでいる中で、障がいをもつ方が住み慣れた家庭や、地域社会において、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域で安心して生活を送り、社会参加できるような環境づくりが、大変大事なことと考えているところでございます。

町では、高齢者の閉じこもり予防を目的とした「いきいきらいふ倶楽部」を週1回、訓子府福祉会のデイサービスセンターに委託しており、また、運動機能と口腔機能の維持向上を目的とした「はっちゃき塾」を週1回、4カ月連続での開催と「はっちゃき塾」修了

者の方を対象とした「はっちゃき塾卒業生のつどい」を月に1回、定期的で開催し、高齢者が毎日、元気で過ごせるよう事業を展開しております。

また、障がいをもつ方々の自主サークルである「ひまわりクラブ」に対しましては、町の総合福祉センター「うらら」において、月に2回の定期的な活動に、町の保健師も一緒に参加して、個別の相談等を行うなど、活動に対しての支援を行なっておりますし、本町の障がい者の活動の拠点であり、また精神的なよりどころにもなっている「NPO法人きらきら本舗」につきましては、平成22年度に就労継続支援事業所へと施設体系を移行し、自主的な運営を行っているところですが、就労が困難な障がいをもつ方もいることから、その方々の交流の場の機能を兼ね備えた、町の地域活動支援センターとしての位置づけを有しながら、運営をしていただいているところであります。

その他、公民館では、障がいを持っているいないに関わらず、全ての方々に趣味や学習などの活動ができるよう、階段の手すりの取付やトイレの洋式化、車いす用の机の設置などの整備を行っており、また、図書館では、障がい、または、高齢のため、図書館に来館できない方を対象に、希望する図書等を自宅に宅配するサービスを行っております。

さらに、障がいを持つ方の社会参加のための移動手段として、平成19年から障害者外出支援サービス事業を実施し、リフト付き車両による送迎を社会福祉協議会に委託して、各種行事等への参加ができるように支援を行っており、平成23年度からは、75歳以上の高齢者を対象として、町内をハイヤーの基本料金のみで移動できる高齢者ハイヤー利用サービス事業を実施し、高齢者の社会参加等にも利用していただいております。

このように、障がいを持つ方が、仲間との交流や趣味の継続などができるよう、各種事業等を実施して支援を行っておりますが、今後においても、どのような支援を必要としているかなど、把握に努め、社会参加につながる支援等を可能な限り行っていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、4点目の「町営住宅や空き家等の軒先のつらら対策」についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、この冬は雪が多く、寒さが厳しかったこともあり、屋根には厚く重い雪が残っており、また、つららも垂れ下がり、一部ではありますが危険な状況も見受けられます。

お尋ねのありました町営住宅や町有住宅の管理については、入居者の皆さんには、落雪により窓ガラスが破損する可能性もあることから、早めの雪下ろしについてのチラシを配布し、協力を求めているところであり、場合によっては、事業者を紹介しているところがあります。

また、空家部分につきましては、南側の窓ガラスをコンパネで保護している以外、特別な対策はとっておりませんが、玄関側は人が通れる状態にはなっておりません。

いずれにしましても町営住宅や町有住宅については、入居者の責任において対策を講じていただくことを基本に、適宜、注意喚起を行っているところであります。

なお、市街地の民家等における落雪等の危険個所につきましては、広報紙を通じ注意喚起しているほか、歩道の通行止めや注意看板を立てるなど、地域からの情報を基に必要な対策を講じておりますのでご理解をお願いいたします。

以上、ご質問のありました4点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今、町長から具体的な取り組みについて、お話をいただきました。その中で、一番目のやさしい町、これについて、ソフト面、ハード面、いろいろな施策をもって、それに応える施策がなされておりますが、今、町長、一番課題として、この部分が一番やさしくないというか、そういう課題をどのように、一番課題としてとらえていることは何でしょうか。例えば、いろいろな施設が整備されても、やはり町民の中で、なかなか施設がバリアフリーになっても町民側の気持ちの中にバリアフリーが行き届いていないというか、どうしてもそういう部分もあろうかと思いますが、それも含めて、一番この部分がやさしくない町長が感じている点があればお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） やさしいというのは、非常に抽象的な表現なのかもしれませんが、しかもそれは際限がない。とどまることを知らないぐらい、やればやるほど可能性としては、やさしさというのは高まったり、質が深まっていくということもあげられるのではないかと。少なくとも私が冒頭申し上げておりますように、憲法でいっている生存権の保障をすべての人が安心して暮らせるような町をどうつくるのか。もっと言いますとデンマークが発祥でございますノーマライゼーション、健常者といわれる方々と同様に障がいを持っての方たちが安心してその町で暮らして住み続けることができるということが基本的な私のは考え方ではないのかなと思います。そして、国際障害者年の中でもお話が出ておまして、日本も批准をさせていただきましたが、すべての人々、障がいを持った人たちが結婚、就職、あらゆるところで差別を受けてはならない。差別をしてはならないというのは、基本的なことの考え方なのではないかと思っております。その点でいうと例えば、安心して私は医療機関等にかかることができるというのは、基本的な最低のことではないのか。本来は国がやるべきことなのではないのかというふうに思いますが、まずは乳幼児も含めた小学校、中学校までの義務教育まで私は医療費の無料化をするというのが基本だというふうに考えておりますので、これは国に対しても要請活動を続けていきますが、中学生については、まだその道半ばと言うことでございますので、私の町長としての就任中に何とか中学生まで、義務教育まで医療の無料化をしていきたいというのが、まず、1つであります。

それから、細かいことを言いますといろいろなことありますが、例えば、どうしてもなかなか難しいという問題でいうと家にとじこもりがちの人たちが私の知る限りでもかなりの人数がいらっしゃいます。そういう人たちが地域の中で社会参加や地域活動を行っていくということをどのようにしてその方たちが家族を含めて地域に安心して出て仕事や社会交流などに努めていただけるかという点では、まだまだ難しい問題がございますが、これは非常にメンタルな部分もございますから、一概にこうするということは言えませんが、まだ1つの大きな課題なのではないのかというふうに思えるのが私が今、気にしている。

それから、もっと言うと重度の障がいを持った人たちが、この町で住み続けるための要請活動というのは、これは私の町長以前から、私が福祉課長をやっている時代の以前からもそういう声がございますが、これは保育所や幼稚園の一体化施設もそうなのですが、これらに対する財源的な補償がまったくないということに対して、町の単独事業でこういっ

たことは、なかなか前に進めていくことができないという、小さな町の財政規模の小さな町の難しさというか、ある一定の限界ということは何としても乗り越えていかなければならないということで、ちょっと地団駄を踏むという、今、私自身の状況でございます。

それから、高齢政策につきましても同様でございます、例えば、待機者が50人、70人いるんだと。それから施設の介護が今、私どもの町では50床、何とか急^{きゅう}是^ぜを要するもので10床を福祉会とも相談しながら、次年度に何とか具体的にしていこうとやっていますが、じゃあそれだけでやれるかどうかという問題でいくと非常に難しい問題を抱えていますし、在宅介護と申しましても、その体制等が、なかなか私が考えているようには、思うようにはいかない。そう考えていきますとこれは後でまた工藤議員からも質問が出ています、生活保護の関係の国の姿勢の問題も含めて、やはり福祉政策というのは、国、北海道、市町村が一体になって自立を目指していくということが基本ではないのかと思いますので、その点で言うとなかなか思うように進んでいかないという点がございまして、議員が「何が課題なのか」と言われたら、数限りない課題はいろいろなかたちであります、大きなところでは、今、3点ほど申し上げましたが、いずれにしてもそのままにはしておけない課題だということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今、町長のほうから具体的な課題を言っていただきましたが、私の中で、やはりどういう施策をするにも町民の理解が一番必要なのではないかと思います。例えば、車いすのスペースを公共機関のところに設けても平気でそのスペースを使ってしまうとか、そういうこともやはり大きなハードルなのかと思います。そういう意味でいいますと障がいを持つということと目に見えた障がいとそれから昨日、予算の中で、学校支援のことで、困り感のあるお子さんの支援、障がいを持っていなくても高齢化だとか、そういうことで、これといった症状、介護保険の適用になるとか、そういうことはないのですが、全体的に困り感を抱えている高齢者、障がい者、そういう方がどんどん増えていくと思います。その中で、そういう人たち、自分も障がい者です、障がいは他人事ではないという思いがあります。それといつ誰が障がいを持つかわかりませんし、高齢化は皆誰でも同じように高齢化します。その中で、やはり困り感を抱えている人たちをどのようにサポートするかということも大きな課題かと思います。その中で、自助、共助、公助といいますが、そういう困り感のある人、隣近所もですが、今まで保健師さんたちが、そういう方たち、地域担当みたいなことで、その地域の人たちのいろいろな様子をきちんと把握されて、訪問されたりしていたと思うのですが、今いろいろな制度が分割され、なかなかトータルでその地域の人たちの健康なり、様子を把握するということが難しくなっているのかと思いますが、例えば、困り感のある人たちは、どのように支えるか。それと町民に、例えば駐車場は障がい者のスペースは使わないとか、いろいろな町民に気をつけなければいけない、そういう啓蒙ですか、そういうことも必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つは、北欧の話を上げて悪いのですが、スウェーデン、特にデンマークなんかでは、例えば、点字ブロックなんてのはないのです。これは何かというと障がい児教育というよりも、そういう福祉教育が幼少期からきちんとされていて、もう目

の悪い方がいたら道をあける。目の悪い方が信号のところに入ったなら車は青であっても車は止まるという教育が国民的にされている訳です。ですから、そういう点でいうと福祉教育なり、障がい者に対する考え方というのは、日常的に家庭においても、地域においても、国家的にも国においてもやはりそのところは浸透していかなければならないという、ある意味では、今回も公民館のバリアフリーの話をさせていただきますが、これは宣伝するとかしないということもさることながら、ごく当たり前、そういう施設が、ごく当たり前になっていくという時代にもうなってきたということでは、あえて私は宣伝もしませんが、障がいを持っている方たちが、ここの施設でも、役場でも気楽に利用、一般の人と同じように利用できるということをどういうふうに行行政としては充実させていくかということをしていかなければならないのではないのか。これは例えば私が街並み推進室長の時に町長にお願いをして商店街の店の建替えや整備をする時に例えば店の出入口をフラットにする。それから車いすが入れる開口部を75cm以上にする。お寿司屋のカウンターも含めて車いすが入れるようにする。お店屋さんに車いすが入れるようなお店屋にしてくださいという行政的な政策をやって補助金を付けていく。こういうことというのは、行政として、そのことによって、商店街というのは、ある意味では、障がいの方たちにやさしい町、お店、そして、例えばスロープといたしまししょうか、歩道なんかについては、ブロックをあわせると車いすがはまるとか、いろいろな問題がありましたから、車いすの方にも歩いていただいて、できるだけフラットな、ガタガタしないようなものをつくっていくということは、ある意味では、そういう行政的な自助努力というのは、私は要請があるにかかわらず、やはりちゃんとしていくという姿勢が極めて大事なのではないのか。それから、清住のパークゴルフ場の駐車場のところが、道の施設整備でやっていますが、あそこも例えば人口肛門なんかの洗浄をするものが置いてあったり、段々そういうふうにして、どこでもそういうのが当たり前になっていくという施設整備をつくっていくというのは基本なのではないかと考えています。だから、では宣伝なんかしないでいいのかということではありませんが、それがごく当たり前のこととして行政は施設整備をこれからしていくということがいいのではないのか。これから学校を建てる時には、この間もちょっと端野の例を話しましたが、全部ウォッシュレットにするのではないのでしょうか。こういう時代にもう入ってきているということですので、金があるかないかということもさることながら基本的には、そういう姿勢を持って、すべての人にやさしい施設整備をつくっていくということが私は基本だと思います。

それから、困り感のある方たちをどういうふうにして地域の中に参加したり、あるいは、それを要請するのかということについては、議員もご存じのとおりある意味では、障がいを持っている、民生委員さんなり、私どもの保健師たちが訪問する。そして、それらが、ぜひ地域の中で、例えば「きらきら本舗」にきていただきたい。参加すべきだ。こういう集りもありますよということの啓蒙とか、お知らせやお誘いも含めてやっていくということが、すごく大事なのではないのか。それらがもっと日常的にもっと広く町内の方々も含めて、こういうのがあるよということをやったり実施していく。あるいは啓蒙していくということが、すごく大事なのではないのかと思います。私は、高齢者の集りやいろいろなところに行って、必ず挨拶する言葉があります。困ったことがあったら役場に来てください。遠慮なく来てください。役場は町民のよりどころです。これは職員の方もどう思って

いるか分かりませんが、私は、最後は役場しかないんだと。これは自信を持って、それに頼りにならないような役場だったらいらないとなりますから、私はそんなことも含めて一体的なやはり困り感のある人たちも含めて気楽に相談したり、あるいは我々もお誘いをしたり、声をかけるという状況をどうつくっていくかということが大事なのではないかと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 障がい者や高齢者にとって、やさしい町というのは、誰にとってもやさしい町、それは今いくら元気いっぱい自分には関係ないと思っていても、いつどういうことになるか分からないということがありますし、やはり自分の問題として、一人ひとりがやさしい町にするように努力していかなければいけないと今、改めて思いました。

次に、幼児教育の無償化についてですが、今、先ほど町長からお答えをいただきましたが、今、政権の中で無償化について、検討をするということが検討されているということですが、例えば、先日、予算の説明の中でありましたが、24年度の幼稚園の使用料が25年度では、430万円ほど増になっておりました。これは未満児の入園児増による増額というお話でしたが、税制、扶養者控除が廃止になったりして、そういうことで影響を受ける家庭はいなかったですか。それとこれは幼稚園の保育料、常設保育の保育所の保育料については、国から通達があって、その旨、今までどおり不利益がないような施策になっていると思いますが、税制が変わったことによって、幼稚園、保育園の保育料は別ですが、国保だとか、例えば、住宅使用料とか、いろいろなところにも影響があるのかなと思います。それでちょうど子育て世代に一番直撃するような問題なのかなと思います。そういうことも含めまして子どもの保育料、訓子府は決して高いと言えないのを見直し、また、今のところ国の動向を見てということですが、例えば、訓子府も減免制度があります。幼稚園、保育所に2人いたら下の子が半額、3人目だと無料。これはそれぞれの町で規定で決められていると思うのですが、いろいろなところを見ましたら、その3人という対象を18歳にしたり、15歳、小学校卒業とか、中学校卒業とか、いろいろな運用の仕方があります。この制度はもう私が子育てしているころから同じ、2人目は半額ということだったのですが、この場合でしたら、年子とか、そういうことで恩恵を受けることはありますが、年が離れていたら、そういう恩恵を受けられないとかありますが、子育て支援ということで、この年齢を幼稚園、保育所だけでなく、例えば18歳までの3人いれば2人目は上の子が例え大きくても半額とか、下の3人目は無料とか、そういうようなことにはできないでしょうか。伺います。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（中山信也君） ただいま、河端議員からご質問いただきました扶養控除の関係のほうを先にお話させていただきますが、こちらのほうは扶養のほうがあったとみなして計算するようなかたちをとってございますので、そちらのほうの影響はないものと思っております。

また、その後にございました2人目の半額、3人目の3分の1につきましては、国からの通達によってどの自治体もだいたい横並びのかたちでやっているような状況にあります。

また、年齢を上げることについては、また別の話になってくるのかというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1つの指針や通達で保育料の基準ランクD1から何ぼとかということから含めて、それから学校教育でいう幼稚園であれば幼稚園の使用料といいまじょうか、そういったものについては、1つの基準として、いくらかというのは示されておりますが、それを無料にするかどうかというのは、これは自治体の長の運用基準によってきますから、例えば、無料化にするとかしないとかということは、その町の判断でできることだと私自身は認識しております。例えば、北見市の前小谷市長は、保育料とか給食費を無料にするとか、そういう政策を上げて結局実現できなかったのです。これは私は考え方がですが、基本的には、まず義務教育は当然無料だと。しかし、日々保育に欠ける、それだけでなく集団的な生活をさせるとか、幼稚園教育という点では、まだ国の法的には、無料という方針は出ていませんので、その点では、新しい政権が保育料の無料化に向けて検討するというのは、そういう時代に入ったのかなというふうに思っています。ところが一方では、民主党政権の時に1年生、2年生が35人学級になった訳です。今度それを見直すという訳です。だから福祉政策が制度にかかわるものとして、政権がかかわったことによってブラブラしている状況というのは、非常にこれでいいのかという危惧があります。その点でいくと児童センターの使用料も私自身はかなり低額にさせていただいたということもありますが、この辺はもう少し様子をみながら、やはり負担割合がけっこう大きくなってきますので、推移を見守りたい。その点で議員の皆様方もご理解いただければ、いつの時点で無料の話というのが提案せざるを得ないということもあるのですが、今の時点では、推移を見守るという状況だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 国の指針は、基準はありますが、やはり今、子育て支援ということで、いろいろな市町村でさまざまな首長の考え方でいろいろなことが行われているようです。それで無料化に向けて一番お願いしたいのですが、例えば、3人という規定を柔軟に考えると、段階的にそういうことでもできないのか。それはそれほど難しいことなのか。小学生になっても中学生になってもお金は子育てにかかるお金はかかります。その中で幼稚園、保育園に2人、3人でなければ、そういう対象にならないという、この辺のもう一度考える余地はあるのか。町長ご自身どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは私自身が福祉的なことでは幼稚園、保育所も将来的には無料にすべきだと。これは国がやはり責任持つべきだという考え方は変わらないのですが、医療費も中学生まで本当はやりたい。やはりそれなりの財政的なバランスを見ながら判断するというは私は大事なことなのではないかと思っていますので、やりたいということと子ども町の財政のバランスを考えた時に一挙に行けるかどうかという問題も含めていくとそれはやはり一回立ち止まって、乳幼児、そして小学生というふうに段階的に今やっています。できれば中学生まで。子どもたちの保育所無料化だとかについては、幼稚園についても無料は本来は国がやるべきである。しかし、子ども町の町でいくと2人目、3人目の時の基準をどうするかということを経年にわたって、これは判断してきた結果だと思いますが、ただ、今、議員ご指摘のとおり改めて管内の状況と全道的にそういった事例で、例えば、無料化にしているところの実態とか、それらをちょっと把握させてい

ただきたい。その上で私どもが議会に提案すべきことなのかどうかということも含めて政策的に判断したいと思いますので、まずは25年度ということについては、ちょっと無理だということも含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 事例で言いますと例えば、中札内村は同一世帯からという基準を18歳というふうに設けているようです。その他いろいろなところがあると思いますので、よろしくご検討お願いいたします。

訓子府は、子育て支援センターができ、この4月からは、児童センターゆめゆめ館が開館し、本当に子どもたちにとって、すばらしい環境ができていると思います。「子どもを育てるなら訓子府で」と思ってくださいる方が増えてくれればいいなと思います。昨日の一般質問の中で、0歳から9歳までの転入ですか、人口が増えましたというお話いただきましたが、子どもだけではなくて、それには若い世代が訓子府に来てくれたということなのでしょうが、北見市から訓子府に通勤されている方とか、その逆もいらっしゃいますが、やはり、子育てするには訓子府こんなに良い町ですよ。さまざまな医療費の件にしても子どもの施設にしても、こういう良い環境ですよということをPRしたら、もう少し、また若い人も訓子府に住んでくれたりするのではないかと思います、町長はどのように考えますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日も今日も控えめに言わせていただいておりますが、転出者が0歳から10歳までで10名、そして転入者が33名で差引23名の子どもたちが転入してきているという状況、さらに、若い世代で言っていると生産人口でいうと142名の転出に対して154名だということで、そして、着実に増えているというふうには言いたいのですが、まだちょっとそこまで、これは子育て、医療費が無料になったから、いい環境の中でだからということでは言い切れない部分がありますので、ちょっともうちょっと丁寧に見つめてみたい。ただ私どもがいろいろなことで保育所の広域化の問題の時に副町長や幼稚園の事務長あたりが行ってお話をさせていただいている時には、訓子府は子育てしやすいですよ。そして、保育料、あるいは医療費のことも無料ですので、これはもう北見市とは違いますよ。何て言う話も含めてしていただいているようですので、これらをもう少し、もうちょっと遠慮しながらお話をさせていただきたいと思っておりますし、さらに、議員の言われるとおり子育ての先駆的な政策によって訓子府町がより若い人たちが人口が増えていく要因になるよう、これは私も努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） ぜひ、訓子府の高齢化率がどんどん上がっていますが、若い人が訓子府に住んでくれることを願っています。

次に、昨日からの暖気で、今日あちこち見てきたのですが、屋根の雪が大分落ちたり、いろいろなことがありました。その中で先ほど町長から具体的に危険個所について、どのように対応しているか伺いました。うちの町内でもやはり何件か通路に雪庇^{せつび}がある。それと子どもたちの通学路でもありますから、何かあったら大変だという苦情があって、町内会として、そこのお宅に申し入れたり、施設にお願いしたりしました。ただ、今

年みたいにこんな屋根の雪が凍ったまま、こんな年は、はじめてかと思いました。それで今日も暖気があるので、子どもたちや通行に支障のない時間帯に全部落ちてくれ、何も事故がなければいいなと思っております。3月2日の暴風雪ありましたが、あの時に9人の方が亡くなったということですが、訓子府でも車が立ち往生したり、いろいろな歩間違えと大変な事故になった可能性もあるような事案もあったと伺っています。あの時に訓子府でも約20年近く前ですか、ホワイトアウトで道を見失って亡くなった方がいたのを思い出しました。今回これだけ大きな被害があった要因は、さまざまあると思いますが、決して他人事ではなかったし、もし歩間違えと訓子府もそのような大きな事故につながるような事案もあったと思いますが、それを受けて訓子府でもう一度、管理体制ですか、その教訓をどのように受けて対策を練り直したとか、そういうことがありますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、暴風雪の関係でお尋ねをいただきました。これまでもそうなのですが、大雪が降る模様の際には、あらかじめ消防と協議しまして、道路の状況等知り得る範囲で情報を共有している。仮に救急要請等があった場合につきましては、除雪車が先導して行くというかたちで、これまでもそうでしたし、これからもそのつもりでおります。3月2日の暴風雪に関しましては、本当にあれだけの強力なものというのは、なかなか体験できなかったかなと思いますが、除雪車でも走れなくなるのです。前が見えない状態にあったということで、本当に止まっては風が少し弱まるのを見ながら、また前進していくというようなことで、本当に19号のところで、5線、6線の間ですが、そこで4台ほどの車を救出するにあたり、3時間半ぐらい、もう夜中の11時30分くらいまでかかって救助してきたというのが現状でございます。その際、消防ともまたこれからの対応で、さらに協議しましょうということで打ち合せをしたところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今回のような暴風雪でしたら地域差というのがすごいあるなど。同じ訓子府でもいつも危険箇所というのは、町場はそうでもなくてもある部分2m近く吹き溜まりになったりとか、そういうところがある中で、今回、重大な事故がなくて本当によかったなと思います。それと今回とても気になったことなのですが、たまたま今年、この冬の暴風雪は土日めがけてきていました。今ちょっと考えたら、あれが平日で、ちょうど下校時間に重なる時間帯、午前中は良い天気、まさかああいうふうに変化するとはいちょっと予想できなかったのですが、例えば、スクールバスだとか、そういう臨時休校にするとか、スクールバスを早めに運行するとか、そういうようなことはどのようになっていますか。また、スクールバスの停留所から自宅までやはり数百メートルあるところもあると思うのですが、そういうことを考えますと今回の暴風雪で自宅の周辺、100mぐらいの近くで亡くなった方もいらっしゃるし、そういうことをすごく怖いことだなと思ったのですが、それを受けてどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） スクールバスの運行につきまして、臨機応変に対応しています。例えば、今年でも1回、6時バスをとりやめて、吹雪になることを想定して事前に帰したとか、そういうこともあります。ですから仮定でものを言うのもあれなんです、あ

の天気図を見たら、おそらくあれが平日だとしたら、あの時間までひっぱってスクールバスを通常の時間で走らせることは、あり得ないと思います。おそらく、停留所から安全に帰れる時間帯を見計らった中で、あの時だったら午前で帰すとか、学校を休校にするとかという、そういう措置をとったというふうに認識しています。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 今、スクールバスと除雪の関係でお尋ねいただきましたので、私からも除雪の立場でお答えをさせていただきたいと思います。これまで天気の模様というか、風の状況によりまして、順次パトロールをしてございます。これまでの蓄積から、こういう風の状況の時には、どこが吹き溜まるかというのは、だいたい現場を把握できております。なおかつ、スクールバス等、今、携帯電話だとか、いろいろ便利な時代ですから、場合によっては、その状況を聞きながら、除雪車がそこに急行するとか、そういった対応もできるように、それぞれ連絡調整をしながら進めているところであります。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今回、天気予報を私も前の日から荒れるなということで見ておりましたし、あとデータ放送で訓子府の天気がでますから、それを見ていましたが、暴風ということは出たのですが、降雪については1ミリとか、あまりたいしたことないと思ったりしていたのですが、今回の暴風雪で、ちょっとはずかしいのですが、うちのテレビのアンテナがひっくり返って落ちたのです。それで今回どのぐらいの最大瞬間風速とか、それから、そういうデータはどういうふうになって、どこにあるのかなと思います。それとアメダスの予報は置戸町境野が出ますが、天気予報でもっと細かな予報なり情報が、訓子府にも観測地点を設けてもらうとか、そういうようなことで、より精密な情報を得られるような方策はないでしょうか。それと地震計のことですが、2月2日に地震がありましたね。あの時、十勝地方を震源とする地震があった時に置戸町で震度4、訓子府で震度3、置戸のほうが十勝に近いのに訓子府のほうが震度、地盤によっても違うのですが、その震度計はどこにあって、どういう情報が伝わっているのか。その2点をお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） かなり一般質問の通告からみたらずれておりますので、私たち答弁の資料を持ち合わせていないというところが本当のところでは、ただ、氷柱と町営住宅、町有住宅、空家など、どんなようなことが大事なのかということの指摘ですから、その資料は用意していると思いますが、今の気象の関係については、おそらくそれぞれの課で把握している部分しか答えられないと思います。ただ、アメダス等については、これは期成会も含めて、私が管内の期成会の気象庁の担当の責任者みたいのをやっておりますから、気象庁に行ってそれなりの部長たちに何としても、うちと清里と湧別だったかどうか分かりませんが、3カ所しかテレビを見ても出てこないのはそこしかない。置戸が出て訓子府が出ないというのは不快だというだけではなくて、例えば、災害があった時のその報告の災害の復旧等に対しての基礎資料にアメダスが求められるということも考えていくとやはりなければならないということ要望していますが、これらについては、何としても予算がない。そして今、アメダス以上の気象状況というのは各気象庁の網走なら測候所から全部流していますし、テレビやあるいは災害防災の通知の中でもどういう雲の変化があるのかということもこれは周知していますので、町長さんそこまでは今はもうやれません

といつも軽く断られているのですが、めげずに今言っておりますが、状況としては、管内的には、1、2町村、訓子府ともう1カ所ぐらいしか置いていないところはないというのが本当のところ。局地的な災害とか、いろいろ降雨だとか、雹^{ひょう}だとか含めていくと絶対必要だということを力説していますが、なかなかその声が予算のほうにとられていないという状況です。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 通告書から離れて、本当に申し訳ありません。ただ、冬の安全というところから、たまたまこの通告書を出した後に、ああいう暴風雪があったりしたものですから、この機会に町の考え方をお伺いしたいと思ってちょっと広げてしまいました。いろいろなことを伺って、とても安心しましたし、そういう方向でお願いしたいと思いません。

これで、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、3番、工藤弘喜君の発言を許します

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、私がこれから一般質問を行いたと思いますが、質問通告書に従いまして、順次質問をしていきたいと思えます。この度は大きな設問でいけば2件の質問になります。

まず、はじめに「生活保護基準見直しに伴う町民生活への影響について」から質問をしていきます。

このたび、本年度の町政執行にあたり3点からなる基本姿勢と今年度取り組む主要施策について述べた執行方針が出されたが、この方針にかかわって次の2件について町長の見解を伺います。

厚生労働省は、今通常国会に食費や光熱費など生活扶助費の基準を今年8月から3年かけて引き下げ、扶助費670億円削減することを含めた法案を提出しています。生活保護基準は、国民健康保険の最低生活を守る上での基準となるものであり、社会保障制度の「要」となっているものです。

よって、次の事項について町長の見解を伺います。

1、このたびの引き下げを伴う生活保護基準の見直しについて、どのような見解を持っているのか伺います。

2、この見直しにより、本町の受給者が受ける影響はどの程度になるとみているのか伺います。

また、その影響は生活保護受給者だけでなく、他の制度にも及ぶと考えますが、具体的

にどの程度になるとみているのか伺います。

3、このことによって出る町民生活への影響に対してどのような対応を考えているのか伺います。

以上、3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「生活保護基準の見直しに伴う町民生活への影響」について3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「このたびの生活保護基準の見直しについてどのような見解を持っているか」とのお尋ねであります。憲法第25条に「生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務」を定めておりますが、その第1項では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、また、第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されておりまして、生活保護制度は、この憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としています。

生活保護は、生活扶助をはじめ、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、失業扶助、葬祭扶助の8種類の扶助で構成されており、要保護者の年齢、性別、健康状態等その他、個人または世帯の生活状況の相違を考慮した生活保護基準により必要に応じて単給または併給により行われます。これに加えて、高齢者や障害者、母子家庭等の事情に応じた生活扶助の基準生活費に対して、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算の8つの加算や住宅改修、入学準備などへの一時給付も行われます。

今回引き下げの対象となる生活扶助は、生活困窮者が、衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助であり、飲食物資、光熱水費、移送費などの給付がされるものですが、この生活扶助基準は、5年に一度検証を行うこととされており、厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会が、国民の消費動向、特に低所得世帯の生活実態を勘案しながら検証を実施し、この検証結果を参考にして国は、生活保護の支給額が生活保護を受けていない低所得者の生活費を14.2%上回っている、いわゆる逆転現象が起きているとして、本年8月からこの生活扶助基準額を段階的に6.5%下げ、また年末に支給される期末一時扶助を削減し3年間で、国費ベースで7.3%の削減をすることを決定したものであります。

この生活保護費の引き下げにより、例えば就学の機会が減るという懸念もされており、低所得世帯で育った子どもたちは就学機会が限定され、将来安定した仕事に就けず困窮したままになる、いわゆる「貧困の連鎖」が問題になっておりまして、引き下げにより、それを断ち切ることができなくなる心配もされているところでございます。

国は本来、生活保護費の引き下げではなく、生活保護の水準を下回っている場合がある最低賃金の引き上げなど、生活保護者や生活困窮世帯者への自立支援、不正受給の是正を先行して取り組むべきであり、さらに、持続可能な生活保護制度にするためにも、就労できる受給者の自立を^{うなが}促すことが何よりも重要でないかと考えるところであり、生活に困って暮らせなくなった時の最後のセーフティネットと言われる生活保護制度の支給基準を引

き下げること、行うべきではないと考えております。

2点目の「見直しによる本町受給者が受ける影響はどの程度になると見ているか。また、その影響は生活保護受給者だけでなく、他の制度にも及ぶと考えるが具体的にどの程度になると見ているか。」とのお尋ねでございます。3月1日現在の本町における生活保護受給世帯は、施設入所1世帯を含め38世帯、被保護人数は50名となっております。世帯種別の内訳で申し上げますと、傷病・障害の世帯が13世帯、母子世帯が2世帯、高齢者世帯が21世帯、その他の世帯が2世帯となっております。

これらの受給者が受ける影響についてですが、生活扶助基準を6.5%、期末一時扶助で0.8%の国費ベースで7.3%を削減するとしておりますが、年齢区分ごとの削減率が不明でありますので、少し削減額が大きくなると思っておりますが、例えば機械的に7.3%を生活扶助費から削減した場合での粗い試算ですが、60から69歳の障がいを持った男性の一人暮らしの場合で申し上げますと、現状と比較した3年後の金額ということになると思っておりますが、月額で約4,500円の減額、20から40歳で小学生が1人いる母子家庭では、月額で約6,900円の減額、70歳以上の高齢者夫婦世帯では、月額で約6,400円の減額、最後に70歳以上の高齢者単身世帯では、月額で約4,300円の減額という試算になりますが、厚生労働省の試算では、受給世帯の96%で保護費が減額となり、71%の世帯では削減幅が5%以下となりますが、2%の世帯では9から10%の減額になるとしてあります。

また、都市部では減額が大きくなり、町村部では大きくは変わらないとしており、生活扶助基準が一般の低所得者の生活費より顕著に高いのは人数の多い世帯となっていることから、今回の引き下げは子育て世帯などの削減幅を大きくする一方、単身高齢者は削減幅を抑え、町村部の60歳代では逆に1,000円程度増えるのではとのことであります。影響が出るとすれば最小限になることを望んでいるところであります。

また、「生活保護基準の見直しによる影響は生活保護受給者だけでなく、他の制度にも及ぶと考えるが具体的にどの程度になると見ているか」とのお尋ねですが、民主党の^{ながつま}長妻議員が公表した内容では、教育や福祉、医療関連など各種支援制度で、生活保護費を削減すると保護を受けていない低所得者層にも負担増をもたらしかねない制度が38に上るとしてあり、学用品代や修学旅行費積立を支援する就学援助、保育料減免、養護老人ホームへの入所や障害福祉サービスの負担上限、交通遺児らへの貸付金、公営住宅家賃減免など幅広い制度に及ぶとしております。

本町の場合で申し上げますと、例えば、国民健康保険一部負担金の減免につきましては、その算定基準に生活保護基準が関係しておりますので、減額率が下がることが考えられます。

また、要保護及び準要保護児童生徒就学援助につきましては、準要保護児童生徒の認定の際に世帯の所得状態を勘案して認定することになっておりまして、生活保護法による最低生活費の1.3倍の額が認定の基準となっていることから、生活保護費の基準が下がれば、この基準額も下がり、今まで受けることができていた世帯でも対象にならなくなることも考えられます。

さらに、生活保護基準は、我が国の「生存権の保障基準」であり、住民税の非課税の基準にもなっているものですが、これが引き下げとなれば、さまざまな制度に影響を及ぼす

ことが考えられます。

非課税の根拠となっているのは、生活保護の生活扶助が基準となっており、その限度額は、基本額35万円に総務省令で定める3級地の率0.8を乗じて得た28万円以下の所得の場合に非課税としています。生活保護基準が下がることで、これらの限度額も下がることになった場合は、今まで無税だった人が課税されたり、負担が安く済んでいたものが高額になることになり、少なからず影響が出るものと思われませんが、その影響を受ける人数や額については、計り知れないところでございます。

例えば、何点か福祉施策を例に申し上げますと、まず、障害福祉サービスでは非課税である場合は無料ですが、課税になれば1割負担となります。

例えば、除雪サービスですが、非課税ですと一冬、1,000円のものに課税になれば3,000円に、通所介護予防事業（いきいきらいふ倶楽部）は、非課税ですと一日、300円ですが、課税だと600円に、ショートステイの利用ですと、非課税は一日1,800円ですが、課税になると2,500円に、その他非課税である低所得者は、介護保険料が安くなったり、高額療養費の自己負担が下がったりという優遇がありますが、これらが受けられなくなるというような影響が考えられるところであります。

住民税は、前年の所得に課税されるため、影響がでるのは平成26年度からになります。国ではその影響を防ぐ手立ての検討を平成26年度以降の税制改革で対応を検討することになっており、「生活保護と関係のない人まで困ることは避けたい」としており、他の制度に影響が出ることがないように、しっかりと手立てを強く望むものであります。

3点目の「生活保護基準見直しによって出る町民生活への影響に対して、どのような対応を考えているのか。」とのお尋ねですが、現段階では、生活保護基準の引き下げによる本町保護受給世帯にどれくらいの影響が出るのか、また、住民税の非課税という一定の基準は、低所得者に対する各種制度の実施において対象者等を定める大変重要な基準となるものであります。この非課税の基準にどのような影響を及ぼし、各種の制度にどのような形で影響が出てくるのかが、見えていない状況でありますので、国が平成26年度以降の税制改革の中で影響を防ぐ手立ての検討をすることになっており、その内容を注視していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、今回予定されている生活保護基準の引き下げによって、町民生活に大きな影響を及ぼすことがないように、関係機関にその対応について要請をしてみたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ただいま、非常に詳しくこの影響についてのご回答を得た訳ですが、具体的にこの基準見直しに伴う各町の影響額を具体的にこれほど試算していただいたということは、おそらく他の町村でもなかなかないのかなというふうに思っています。やはり、それだけ生活保護基準の見直しによって、町民生活、いわゆる受給世帯だけではなくて、ほかのあらゆる制度にも大きく影響してくるということを具体的な数字をもって、やはり示していくことが本来、町としてどうこれから対応していかなければならないのかという、やはり出発点になると思いますので、こういうことについては非常に評

働きたいというふうに思っています。

それで、まず、再質問ということになりますが、何点か全体をとおして進めていきたいのですが、はじめに、基準の見直しについての見解をお尋ねしたのですが、この点についてのお答えについても、まさに私が思っている、考えていることと同じであります。やはり、しっかりと生活保護の制度というのは、どういう制度なのかというのを一度、町の行政を担当する行政マンだけではなくて、やはり町民皆がしっかりととらえることが、認識することがやはり大事ではないかというふうに思っています。そういう面で、どういう情報を町が発信するかということが、当然そうなってくると大事になってくるのではないかと思います。やはり昨年来、一昨年来から、この生活保護に対するパッシングが非常に大きくなっております。これはある意味、十分考えてみていかなければいけないものではないかというふうに思っているところです。1つはやはり、私も町民の方からいろいろと言われることもあります。この問題で。例えば、最低賃金より、この生活保護費が高いのはおかしいのではないかと。働くより生活保護を受けていたほうが楽に暮らせるというのはおかしくないかという問いかけが一番多いです。これは非常に誤解もある、実態も見ない中での話だと思うのでありますが、やはりそういうものもあります。それから、年金をもらっている人方に見てみたら、国民年金を満額掛金を納めて国民年金をもらっているんだけど、生活保護費が年金よりも高いのはおかしいのではないかという、そういう批判をする、そういう見方をする町民の方もいます。決してその方たちはいわゆる経済的に恵まれている方たちではないのですが、ある意味、弱者が弱者をたたくような、それでもってうっ憤を晴らすような、そういうものいいがある訳であります。現実にもそういうことで生活保護というのはおかしいのではないかと人たちがやはりいることも現実であります。その時に、生活保護制度というのは、どういうものなのかというところの本来のところとなぜ生活保護がこれだけ例えばパッシングされるだけ、いわゆる受給者も増えたということもありますから、あるいは不正受給という問題もありますから、その辺をやはり厳密に分けて考えた対応というのが必要になってくるかと思えます。そういう面について思うのは、そういうふうに町民の方が、これはおかしいんじゃないかというのも、ある意味、一理あるというふうにちゃんと正面からとらえることも大事かと思うのです。その時に何が問題になるのかということになれば、この答弁書でも書かれていますが、例えば、生活保護が増えてきた、受給者が増えてきた背景というのは、やはり雇用のあり方、非正規雇用が増えてきた。そして若い人たちが満足に所得も収入も上げられないような、そういう中にやはり放り出されてしまっているという問題、こういったことにもやはりきちんと目を向けなければ、ちゃんとした解決にならないのだろうという、そういうもの見方というのは、やはり必要ではないかと思えます。そういう点では、非常にこれからの今年8月から基準の見直しということに対する、町長も先ほど答弁の中で上に向かって声は上げていきたいというお話がありましたが、その辺のしっかりと見方が根底になれば、やはりあやふやなものに終わってしまうのではないかというふうに思いますが、再度もう一度そこら辺の考え方について、簡単でもいいですが、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おそらく私の答弁を聞いて議員各位も生活保護基準がさまざまな

ことに影響を及ぼすということは、ここまで影響が出てくるのかということ、はじめてお分かりいただいた方もいるのではないと思うぐらい実は生活保護基準の根本はいろいろな福祉制度の根幹をなしているということ。ですから単純に今までの物価のスライドから考えてみると生活扶助を含めて7.6%なりを3年計画で下げていくということが、それが本当にいいのだろうか。ある意味では、むしろ最賃法を含めて雇用の状況がこれほど悪化している。非正規職員が増えているという状況のそうした雇用の問題を含めて、そうした人たちの賃金水準をむしろ底上げするということが大事ではないのかと私はそのようにとらえておりますし、ぜひ、そうした声を改めて厚生労働省やあるいは期成会等の要望活動等を通じて、また声を出していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 生活保護基準の見直しということにかかわりますとやはり最低賃金の問題にしましても、生活保護の基準が最低賃金のやはり目安になっています法律的にも。そういう意味からしまして基準の見直しが行われて、基準が下がるということになれば、当然、最低賃金だって下がってきます。これはもう国だって明らかに分かっていることなのですが、あえてそこを踏み込んでやってくるということに、やはりしっかりとなぜそうなのかということを見てほしいというところであります。

それともう1つ、第2番目の質問ともかかわるのですが、受給者だけではなくて、本当に多くの制度と密接につながっているということ。それも言ってみれば、生活保護基準でいろいろ言われますが、その所得の基準からしましたら、日本の生活保護の補足率というのですか、本来は生活保護を受けてもおかしくない所得水準の人が8割残されているというところに目を向けなければいけないと思うのです。ある意味、ボーダーというか、ボーダー以下での人たちが生活保護を受けていない。それでも制度を利用しない人たちが基準の8割はいるんだということに目を向けて、その人たちが、さまざまな国の先ほどあった住民税非課税のこともありますし、そういう制度を使いながら減額をしたり、何とか影響を受けないようにする。あるいは、就学援助の問題もそうなのですが、これは後から聞きたいと思うのですが、そういうかたちで直接影響を何とか緩和したいというかたちでやっていることが、もろにかぶってくる訳です。これは先ほど38あると言いましたが、本当に知らべてみると38あるのです。その中には当然、国が基準を決めているものもありますから、国の制度としての問題もありますから、国の制度としてあるものに対しては、やはりちゃんとそういうことのないように、今まで従前どおりにしてくれ。以上にしてくれということも必要ですし、問題はこの地方の単独事業といいますか、訓子府だったら訓子府で独自にやる。このことに対してまず町はどう対応するのかということが1つ大事になってくるかと思えます。そういう意味からして、例えば1つ就学援助の関係なのですが、これも保護基準の1.3倍で本町は基準を設けていますし、この答弁の中にもありますが、これもやはり影響が出てくるようになっていますが、これに対してどういうふうな具体的に対応をとろうとされているのか。国では従来どおりのやり方でもいいですよ。それは強制するものではないという国の方針は対応は出ていますが、これに対してまずどういうふうな考え方で向かおうとしているのかお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、生活保護基準の引き下げに伴って、町単独の影響が大きい就学援助の関係でのご質問でございますが、確かに工藤議員が言われるように厚生労働省のホームページにこの影響を受ける38の事業内容が載っていて、それに対する国の方策というか、方針も出ており、先日実は文部科学省から道を通じて、それに影響する文部科学省所管の国の方針並びに道の方針というものが通達が来ております。今言われている就学援助について、市町村の事業ですから、なるべく影響を受けないように市町村に要請がきているのが実態でございます。ただ生活保護の引き下げが、町長の答弁でも申し上げているように、3年間を通じて段階的に引き下げということで、実質、生活保護の引き下げが本年8月ということになっておりますので、就学援助制度そのものは年度当初にまず認定するというので、平成25年度における影響はないというふうにうちのほうは考えております。それで現時点では生活保護の引き下げの具体的な内容はほとんど示されておられませんので、今後国が示す内容とか、道の方針並びに近隣市町村の動向を見ながら、さらに財源的な問題もありますので、町とも協議を行い、経済的に困っている家庭になるべく影響が出ないような方策で検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 住民税非課税の基準の設け方が当然変わってきますから、その範ちゅうということになれば26年度以降に税制の改正もしながら、進めていきたいと国の方向は考えているようですが、いずれにしてもそれが出ないうちは何ともならないということではないかとそれを踏まえての対応ということが町の考え方だとは思っているのですが、ただいずれにしても何ていうのか、やはり心配はあるのです。本当に今の国が考えている方向が、それほど面倒を見てくれるというのであれば、何も減額改正する必要がなかったのです。基準の見直しをする必要がなかった訳で、その点もしっかりみていただきたいというふうに思います。

次に、例えば、あと保育料の関係は、これは先ほども質問の中で出ていましたが、国の基準がありますよね。階層ごとのこういうふうにしなさいという、この関係でいくとこれもやはり同じく基準が定まってからの対応、25年度は当然影響は出ないのだと思うのですが、26年度以降もそういう同じようなかたちで考えていく。本町についても対応していきたいということでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、保育料の関係での生保の基準引き下げによる影響でございますが、確かに階層区分で保育料にかかわる部分で言えば、第1階層で言えば、生保世帯とか、それと第2階層では、今いう非課税世帯というところになっておりますが、生保基準そのものが先ほど申し上げましたように引き下げが8月ですので、現時点では、旧制度の中で基づいて保育料も算定することになりますので、今のところ25年度については、影響がないものと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） いずれにしても26年度の国の税制改正を踏まえての対応ということになると思うのですが、ぜひ、この基準の見直しにかかる影響が本当になくないような、そういうふうな手立てを町村独自にとれるということは可能でありますので、ぜひそ

ういうことも今から準備をしていただきたい。当然あるのは、そういう基準の見直しに伴い、やはりこのままで黙って地方がいいですよということにならない対応だけを望みたいというふうに思っています。それともう1つ、こういう大きな動きに対して提案という訳ではないのですが、これは町民の方からも先ほどもちょっといろいろ意見が寄せられたということも、たくさんではないのですがある中で、やはり気になっているのは、この生活保護基準の見直しにかかわりますが、言ってみれば、国民の最低生活、この保障している生活保護基準なのですが、この生活保護基準を少しだけ上回るというのは、先ほど言ったボーダーの部分です。その人たちの声がなかなか届かないのではないかと。その声が何件か寄せられているのも実態なのです。この町の福祉政策、例えば、町長が言われている「安心して暮らせる福祉優先の町」これは方針の中でも述べられていますし、これまでの福祉施策、本当にきめ細かいかたちで、子育ての問題から高齢者の足の確保だとか、医療費の問題含めて打ち出していますから、これはこれで評価することなのですが、しかし、施策をとりながらも「本当に私たちのそういうボーダーにいる人たちの実態が分かっているのかい」という、そういう問いかけがけっこう今出ているのです。生活保護基準を少しだけ一生懸命がんばって生活保護の世話になりたくないからということで、がんばっている人たちが、言わばボーダーラインの低所得者の人たちががんばっても、そこでは働いて得た収入から税金だとか、保険料だとか、あるいは人によっては教育費だとか、医療だとか、やはりそういうものを払っていかねばいけません。ましてや非課税ではありませんから、それなりの一定の負担もやはり何かサービスを受けようと思ったらあるんだと。だけれども、それを引いてしまったら、生活保護よりも、もっとみじめな給与世帯というか、収入になっちゃうんだと。その中で、そういうのが見えているのという話があります。これは特に福祉灯油の今回制度、ああいうかたちで専決事項の中でやっていただいたのですが、これに対して、その時に出た話はその時に聞こえてきたのがけっこうあったのです。たまたまうちらだって一生懸命がんばってやって、だけれども非課税にならない。だけれども税金はやはり住民税だって本当に均等割りの部分で終わっているんだけれども、だけれども全体を見たら払うもの払っていて税金も納めていて、こういう制度にのれない。そういう人たちが結構訓子府にいるんだよという、そこにどう目を向けているんでしょうかという、福祉というのは、一体何でしょうかという話を何軒かの方からされました。それを見てやはりなるほどなと思ったのですが、そういうことを考えた時に、できるのであればというよりも、ぜひ、何て言うのですか、生活実態調査といいますか、本当に訓子府の実態がどうなっているのか。そういった声を拾うという、そういうものが必要になってこないのかというふうに思ったところです。これは決してよくないのですが、消費税の問題が目前にきている。そういう人たちが言うのです。消費税が倍になるんだよと。そういう問題。それから年金だって、この先どうなるか分からない減額されるとか、あるいは物価だってどんどん上がっているじゃないの。そういう中であって、せめて生活保護は、がんばって受けないでがんばっている。そういう人たちの生活に対して、何とか手立てというよりも、もっと言えば声を聞いてほしいというふうな訴えがあるのです。そういうことはやはり、本町としてできること。あるいはできないこと。あるいはやらなければいけないことというのは見えてくると思うのですが、これからの施策の展開に向けて、やはりそういうものをしっかり見据えていかざるを得ない。そういう時代に入ってきている

のではないかと。経済状況にもなっているのではないかとというふうに思っていますが、その辺の実態調査という問題について、町長の考え方はいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 特定の政治家うんぬんということを使うつもりもございませんが、政治は貧しき者のためにあるんだということは、私はそのとおりで思っていますので、本来、国はこうしたことをちゃんと見定めながら福祉政策を一層確たるものにしていくということは、当たり前のことですので、私は国政に対する国民の怒りがもっと届く、そういう状況の中で代表が選ばれていかなければならないと思いますが、実態として、その期待が応えられているかどうかというのは、はなはだ疑問な面も多々あるこういう政策を見ていると。私どもがやり得ることというのは、地方自治体としてやれるということは、最善を尽くしていきたい。これしか言いようがないという状況でありますし、それから、ボーダーの人たちに対することについても例えば非課税の問題がその水準が下がるとすれば、それらの対応はどうするのかというのは、これは具体的にこれから検討していかなければならない。それから生活の実態調査という点でいくとご存じのとおり総合計画が10年で今第5期の総合計画に入っておりますので、これが10年間で、もうまた新たに総合計画の策定等々が出てまいりますので、これからにあわせて、この数年後には、全町民の調査、実態等も組織的にやっていかなければならないというふうにとらえておりますので、これからも状況を見ながら的確に把握、あるいは調査等も含めて実施していきたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） ぜひ、実態調査という、考えているのは、アンケート調査のような、抽出でもよろしいので、やはりそういうふうなことで、町長もこれから今年度の方針の中でも車座トークのような、そういうものをやっていきたいというお話もされていますが、そこに参加しきれない人たちの声をどうくみ取るかという意味も含めて何らかの見えるかたちでやっていくほうが、これからの町長の言う、そういうまちづくりの基本的な方向に対しては合致するのではないかとというふうに思いますので、ぜひ、そういう方向で検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移っていきます。

次は、本町の産業振興と地域経済活性化に結びつく取り組みについてです。

執行方針の中で、農業や商工業を発展させ「元気な町」をつくと述べられています。このことに関して、これからの本町の産業振興と地域経済の活性化へ向けた取り組みについて、町長の見解を伺います。

1つ目、訓子府農業の「食産業」としての発展の可能性や潜在能力について述べられていますが、率直に現状をどのようにとらえているのか、商工業の面からもあわせてお伺いいたします。

2つ目、町内農業関連事業所との懇談会を開催していますが、その中でどのような意見、提言が出されているのかお伺いをいたします。

3つ目、地域経済の落ち込みが年々強まっていく中で、中小企業と行政、そして、町民が力をあわせて「地域経済活性化を地域の力で」「経済の地域内循環をつくって地域経済の振興を」という課題に取り組むために北海道内でも「中小企業振興基本条例」をつくと

いう動きが出てきています。

この条例制定に対する町長の見解を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町の産業振興と地域活性化に結びつく取り組み」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「食産業の現状と商工業の面からどうとらえているのか」についてであります。

北海道では「食産業立国の基盤強化」を経済活性化の重点政策に掲げ、生産から加工、流通、販売に至る「食」の総合産業化を目指しております。

本町の農業生産力を考えますと大きな役割を担う潜在能力を有していると思われま

す。現状では、生産物をそのまま流通している状況にあり、加工及び商品化、あるいは食を通じた新たな観光開発など地域内循環型経済の仕組みづくりには、多くのハードルがあるものと考えます。

しかしながら、6次産業化として、酪農・畜産をはじめ、地場産の農産物を利用する取り組みが少しずつではありますが起こってきている状況であります。こうした取り組みがひとつの種になり、商工業とも結びつきながら、幹を形づくり、枝葉が広がり、まさに樹木のように町経済が発展し、豊かなまちづくりに結びつくことを期待しております。

次に、2点目の「町内農業関連事業所からの意見・提言の内容」についてであります。

本町では、北見農業試験場の独立行政法人化やホクレンくみあい飼料の工場再編などを契機に、平成23年度から町内の農業関連7社、北見農業試験場、きたみらい農協、ホクレンくみあい飼料工場、ホクレン畜産実証センター、北海道クノール食品、訓子府石灰工業、下村運送の代表者の方々に参加をいただき、私を含め副町長、関係課長等の構成によって、事業所の存置に対する私の考え方を示すとともに、情報交換や意見・提言をいただく場を設け、町と事業所が一体的に協力していくことで、お互いが発展できるよう、また、町政にも役立てていくことを目的として開催しております。

なお、意見・提言の内容ですが、光回線の延長整備要望、製品の地元販売の促進、町民を対象とした施設見学会の開催、試験研究機関との連携による研修会の開催、臨時職員やパート従業員の町民雇用機会の拡大、施設整備の地元企業への発注など多くの意見・提言をいただいているところであります。

町としましても転入者の住宅の確保、製品の販売促進の協力、北見農業試験場とホクレン畜産実証センターとの共同開発によるチモシーの優良品種「なつちから」を町営牧場採草地の更新品種として採用するなどお互いが発展し、事業所の存置対策に資するよう今後とも開催していきたいと考えております。

次に、3点目の「中小企業振興条例制定に向けての見解」についてであります。議員ご指摘のとおり町内の地域経済は、プレミアム付き商品券の発行、住環境リフォーム事業、中小企業特別融資制度の利子補給対策など商工業の活性化対策を実施したところではありますが、これについては、一時的な町内消費の刺激策として、一定程度の効果はあったものの町の経済は、きたみらい農協の合併やホクレンくみあい飼料工場の再編もありましたことから、町内消費が年々落ち込み、特にサービス業や飲食業の著しい低下の状況にあると思っております。

このことから、地域経済の活性化のため、一時的な支援策も必要であります、中期的な振興策や行政・中小企業者・商工会などの役割や責務を明確にすることがもっとも重要であることから「中小企業振興条例制定」は必要であると考えているところでございます。

しかしながら、町としましては「中小企業振興条例制定」の目的にもありますとおり行政の責務、中小企業の自助努力、町民の理解と協力がうたわれておりますので、条例の制定には、まず関係者の共通認識を図ることが先決でありますことから、商工会と連携し検討してまいりたいと考えております。

また、今後も地域経済の活性化にも最大限の支援を進めてまいりたいと考えているところで。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） では、この件に関して、時間も限られていますので、しばって質問をしていきたいと思っております。

今の質問に対する答弁の中にもありましたように、本町の課題といいますか、食産業としての1と2についてのかかわりの中での答は、そのとおりだというふうに思いますし、率直に私も参考にさせていただきたいというふうに思っています。それでそういうものをとらえながら、やはり今の自分たちのこの町の将来、未来というものが、本当にどうしていけばいいのか、どうあらなければいけないのかということが、今こそ問われる時代になってきているのではないかと思います。これは外的な要因といいますか、外的なそういう客観的な条件からいっても、今、各自治体が、よく町長が言われますように、道州制の方向も含めて自治体が自治体としてなくなってしまうような、そういうことにならないためにも、また、そこで現実に生活している私たちが夢や希望を持って、この地域で生活も含め、あるいは産業も含めて未来に向かってやっていけるような、そういう方向性というのを今こそ示していかなければいけない。そういう時になっているというのは、事実だと思うのですが、そういうことを考えた時に、どういうふうなやり方で、そういう方向に近づいていくのかということが、今、求められていくのではないかとこのように思っています。そういう点からいまして、私はこれは全国的にもそうですが、全道的にも中小企業振興基本条例というものを町として条例制定をしながら、その中で、答弁の中にもありましたが、行政としての役割だとか、あるいはその主体になるのだと思いますが、中小業者、あるいはそこには農業も含めたいと思うのであります、そういう部分の役割、そして、もう1つは、町民のかかわりをどうするのかという、その3つを統合した中で、町をどうしていくのかという、出発の部分だと思います。本当にそれをこの条例の中で位置付ける。例えば、優秀な立派な町長がいれば、その間はそれで済むが、いなくなっちゃうこともあります。当然、選挙とかいろいろなもので、そういうものが誰がなっても、誰が職員でいてもやはり継続していける。そこにしっかりと目を向けたものが、やはり条例制定という意味になっていくのではないかと思いますので、そういう意味も含めて、ぜひお願いをしたい。検討してほしいということをまず先に第1点に述べたいと思っております。ちょっとしつこくなりますが、やはり訓子府らしさをどう出していくか。これは中小企業振興基本条例というとなんかとてつもないことを何かまたやらなければいけないのか

という思いに立つんだとは思いますが、そうじゃなくて、訓子府としての何ができるのかその中で、何をどうしていけばいいのかというのを皆で先に向かってそれぞれの役割で話し合おう、勉強していこう。そういうところがこの条例の持つ、言ってみれば理念条例でありますから、そういうところをぜひ条例に期待したいところなのです。それで、質問なのですが、これにはやはり、こういうものやっっていく時には、役場の職員のがんばりというのが大事ではないかと思っています。これだけ訓子府でも90数名の方がこうやって町民の生活やこれからの産業のあり方も含めて責任を持ってがんばっていただいているのですが、もっともって持っている力を職員としての力をそういう方向に発揮していただきたいというふうに思っているところでありますが、そのためにもこういう条例が必要になってくるという考えなのですが、その点で町長の考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 中小企業振興条例の考え方もさることながら、道州制や昨日来、出ているTPPの問題含めて、このままTPPが施行されていくと町の存続そのもの、農業等に限らず、町の存亡そのものに非常に危惧が、不安感を抱かざるを得ないという状況もありますし、さらにまた冒頭で出ました道州制の問題を考えても非常に厳しい状況が町村にとっても大変な状況になるのではないのか。私は昨日の中で震災から何を学んだかという中で、あえて控えましたが、例えば町長として、震災から学んだこととして2つほどやはりある。それは、職員の減らし過ぎという問題。これは今、私が行っている大槌町おおつちちょうにしても今、全国から支援をいただいている数の職員数でいくと元々あった職員の数でどうしても乗り切らなければならないというから、1割が死んだんだから1割を全国から支援していただいている。それから石巻にしても、もう1つは、やはり合併を進めすぎた。なかなか町村が大きくなることによって、住民の顔が見えにくくなっているということが復旧や、あるいは支援体制が非常に遅れているという結果が出ていますから、その点で言う道州制というのは、もっと町村の規模を合併をベースにしていますから、基礎的自治体を大きく30万とか35万規模に基礎的自治体をしていこうとしていることですから、私は非常にこの点で言う町長の存亡にかかわって自治体がきちんとなさなければいけない。ぶれなきやいけないというのは、だからこそ国が一定の方向を示したとしてもそれぞれの自治体が確たる考え方をもって地方自治体の運営をしていかなないと町の存亡が危ういんだというふうに私自身は考えております。例えばTPPと道州制の問題で共通点が多いのは3つあります。その1つは、道州制もTPPも中身がはっきりしていない。これは共通しているというのが1点です。それから積極的に進めているのは、農業団体ではない。いずれも経済団体だと。道州制もTPPも。3つ目は、もっとも気がかりなのは、こういうことに対して反対することに対して、改革に対する抵抗勢力だなんて言い方をされるということは非常によく似ている。これらも含めて、やはりちゃんとした考え方を地方自治はもっていかななければならないというふうに私自身は考えているところでございます。中小企業振興条例については、議員もご指摘のとおり平成11年ですが、中小企業基本法が制定されまして、地方自治体の中小企業施策が努力義務から責務というふうに改正になってきている訳です。だからその点で言うと北海道内でも何カ市町村の自治体が中小企業振興条例を制定している。特に、この近くで言うと帯広、別海、下川等が非常にすばらしい中

小企業振興条例を制定している。そして、何よりも町民と行政とそして商工業者の町の将来、課題に対する話し合いをもとにして審議会が制度化されて、そして、町が町長の責任をこれらについては明確にしていくという点では、ある意味では、非常に大事なこれからの振興策としても大事なことなのではないかと思えます。そして、最後に戻りますが、職員のがんばりは申すまでもありません。ただ、今言いましたように例えば林業の問題、今回の中小企業の問題も限られた職員の中で非常になかなかさまざまな課題に対して側線的に対応できないという状況もありますから、これらについては、1つの課題として、私は具体化していかなければならないというふうに思っておりますので、ある意味ではまたお力添えをいただきながら、この行政的にも進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） なぜ、この中小企業振興基本条例にこだわるのかというのは、先ほどから言っていますが、訓子府に、私たちの町にそのやれるだけの、取り組めるだけの基盤ができていくというふうに私はみています。例えば、執行方針の中でも触れられていますが、答弁の中でもありましたが、例えば、6次産業にどう向かうかということも含めることではありますが、潜在能力を秘めていて、それを活かすところまでは至っていないという、そういう分析をしてあります。その中で、そういう中であっても例えばファーマーズマーケットの問題だとか、地元農産物でつくったしそジュースの件、あるいは、もう1つは、農業関連事業所とのいろいろな懇談をこれまでも進めてきて、そこらでの知恵もいただきながら進めてきている。これがまさに、それがいろいろなかたちで結び付くことによって、はじめて先が見えてくるものになると思うのですが、そういうものが基盤として、訓子府はできてきている。問題はそれをどうコーディネートして全体のものにしていくか。町民と一体のものにしていくかというところがやはり今ちょっと足りないのかな。そういうコーディネーターの役割をできれば役場の職員の方に、行政の専門職、やはり役場というのは、いろいろな客観的にみても、いろいろな情報が一番集まるころだと思うのです。その情報のいっぱい集まったところの人たちが、そのコーディネーターの役割をしながら、あるいは人材も含めて、援助もあそこだったらこういう話もありますよ。ああいう人が専門的な人がいますよとか、そういういろいろな役割をやはり町職員の方に発揮してもらいながら連携のいわゆる要となしてほしい。そういう意味での思いです。そういうことからいってぜひその素地はやはり相当できていますので、これが動き出したら、それは時間はかかります。そんな2年、3年で、帯広というのは、全国の中でも振興条例に基づいてやっているのは、優秀な自治体でありますので、そこですべて行かなくても、この帯広でも右だしからはじまって10年以上かかって今を迎えているのです。だから相当時間がかかるということも考えるとやはり職員の方に町長がちょっと勉強してこい。こういうこともやはり先進に行って実態を見てくるのもいいんじゃないか。あるいはそういう研究者もいますから、そういう人たちの話も聞いてくるということからやはり出発しなければ進まないことでもありますので、ぜひそういうふうな取り組みをしていただきたいというふうに思っています。今現在、北海道では、今言った帯広とか、釧路、札幌、函館、旭川、あるいは北広島だとか、そして隣町の北見もこれは議会のほうなり、市のほうに要請があがってしまっていて、条例をつくってほしいという動きになっています。町村でい

けば、今言われた別海、下川、中標津、弟子屈、厚岸、またそのほかにも広がりつつあります。やはり何としてでも小さな自治体として、何ができるのか。皆そういう眠っている宝物を何とかしようという、言葉では簡単なんだけれども、1人ではやはり探せないのです。そこをさまざまなかたち、協力関係も得ながら進めていく。そして、それを継続的に進めるという意味では、やはりこういう条例化も必要になるのかなというふうに思いますので、ぜひ、そういう部分の役割も理解していただいて進めていただけないかどうか、もう一度最後に町長の考えを聞かせていただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、もう潜在的な力は発揮しているという点での評価をいただきました。しかし、そこに至るまでは私どもの職員が非常に頑張っていて、この1つの例が結果する努力をしている結果として、これらのことについては、今出てきているということですから、まったくそのとおりでと思いますし、ただ、これら特徴的にみますと良いか悪いかは別としても、その体をなしている基本は農業者が多い訳です、もう一步これは特に今の商工業を取り巻く、とりわけこういう店舗を取り巻く状況というのは、厳しい状況の中で、全体の中で自分の店を経営していくのが、もうぎしぎしの状態の中で全体の中小企業あるいは町の振興のために小売業者が力を発揮していくという点では非常に難しい問題があります。同時に商工会の組織自体も非常にまだまだ難しい問題を抱えているという状況でございますから、それともう1つは、私どもの職員は林と商業といろいろなものを兼務しています。これがなかなかできない。これは、皆さん方のご理解もいただきながら確かな職員を人数も確保しながら、具体的なそういったものをできるだけ実のあるものに伝えていくという努力をしていかなければならないというふうに認識しておりますので、もう少し時間をいただきたいということと今、提案いただいたさまざまな先進地の事例に学びながら、できるだけ早くこの中小企業振興条例は行政主導とは言いながらも商工業や、あるいは農業者、民間の方たちとの力を借りながら、これらの制定に向けてこれから努力してまいりたいと考えておりますので、お力添えを賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今、最後に質問でありませんが、町長、最後に商工業者のことに触れられていますので、ぜひ商工業を抱えている課題は非常に大きくて、なかなか大変だということも分かりますが、やはり今、商工会青年部がいろいろなかたちで何とか今、現状打破しようと思って、アンケート活動をやったり、いろいろなかたちでがんばっているという話も聞いていますし、商工会の事務局長さんともお話しすとやはり訓子府の商工業の親組織がだめだという意味ではなくて、これからは商工会青年部の人たちに大きく期待したいという、そういうお話も伺っていますから、ぜひ、そういう部分も一緒になって考えていけるような、決して拒否しているものでも何でもないと思いますので、思い切って飛び込んでいっていいのではないかというふうに思っていますので、その辺を最後にちょっと蛇足になりましたが、お話をさせていただいて私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

多少時間的には早いですが、昼食のため、休憩をしたいと思います。

午後1時から引き続き一般質問を行いますので、ご参集をお願いしたいと思います。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次は、5番、余湖龍三君の発言を許します。

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 5番、余湖です。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、町長をお願いします。

人口減少問題に対する対策についてと題しまして、人口減少の問題については、訓子府町においても深刻な問題として、日頃より語られているところです。今後のまちづくりにおいても避けてはとおれない最重要課題の1つとしてとらえ、その問題について、町長の考えをお尋ねします。

1、平成25年度の町政執行方針の中では、この人口減少問題についての具体的な記述が見当たらないと思いますが、そのことについて、どのような考えをお持ちかお尋ねいたします。

2、このことの対策として、当町では以前に、これは順番が違いましたすみません。末広町に「あけぼの団地」近年は日出市街に「あさひ野団地」を格安な分譲として売り出しましたが、その団地の現在までの実績・効果はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

3つ目として、対策の1つとして考えられる「企業誘致」についてはいかがお考えでしょうか。これは人口を増やすことはもちろん、町の経済、商工業の発展にとっても重要な課題として考えられますが、そのことに関しての町の取り組みはどのようになっているのか、今後はどのように取り組む考えかお尋ねいたします。

お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「人口減少問題に対する対策について」のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「人口減少に関する考え方」についてでございますが、人口減少問題は日本経済の高度成長の過程で農山漁村を中心とする地方の人口が急激に流出した結果、都市への一極集中と過疎地域が偏在するなど問題化し、現在では全国で775自治体、45.1パーセントが、北海道では143市町村、79.9パーセントが過疎地域の指定を受けており、人口では約8パーセント、面積では国土の半分を占めている状況にあります。

また、全国の過疎地域の人口減少率は、昭和35年から昭和45年には10パーセントを超える著しい減少があり、その後、一時減少率は低下しましたが、平成7年以降は減少率が緩やかに拡大し、平成17年から平成22年の減少率は7.1パーセントとなっています。近年の人口減少は、出生数と死亡者数の差である自然的減少の拡大と転出者と転入者の差である社会的減少の縮小が要因といわれています。

本町の人口推移を見ましても数値の増減はありますが、ほぼ全国の過疎地域と同様な動態を示しています。

このような中でありますが、先の上原議員の一般質問でお答えしたように長期的な計画である第5次訓子府町総合計画では、まちづくりの将来指標として人口を示しておりますし、中期的には、私の掲げているマニフェストを中心とした政策の実行や本年度の政策展開や施策を進めるなかで、安心して住み続けられる地域づくり「町民にやさしいまち」が結果として人口の維持や人口減少の緩和につながっていくと考えていますのでご理解をお願いいたします。

2点目の「過疎対策として実施した『あけぼの団地』『あさひ野団地』の現在の実情と効果」についてであります。あけぼの団地については、末広地区で平成7年度から平成9年度に造成面積2万2,794平方メートル、分譲26区画、道路整備が車道460メートル、歩道605メートル、街路灯、上下水道、公園、ポケットパーク、案内板等を総事業費1億7,928万円で整備し、平成9年度から分譲を開始し、平成16年には26区画に住宅が建設されています。

あさひ野団地については、日の出地域で平成10年度から平成12年度に造成面積2万448平方メートルで分譲26区画、道路整備が車道569メートル、歩道1,138メートル、街路灯、上下水道、公園、案内板、安全フェンス等を総事業費1億8,985万円で整備し、平成12年度から分譲を開始し、平成18年には26区画に住宅が建設されています。

町外から購入された方が多く、両団地ともに26件の内20件を占めており住宅建設後の入居時点では、あけぼの団地が83名、あさひ野団地が79名の入居者数となっております。現在では、両団地で入居者の変更が10件、居住者数が159名となっております。

定住促進団地として整備された両団地は、平成10年から平成14年にかけて集中的に住宅建設が進んだこともあり、人口減少率が大幅に緩和し、先ほど説明した人口の社会的増減においても前後の年度が100名程度の減少であることと比較すると、平成10年にはプラス2名、平成12年にはマイナス18名と大幅に改善されており、人口減少の緩和と固定資産税をはじめとする町税の増額など高い効果があったと思っております。

3点目の「企業誘致の取り組み」についてであります。企業誘致は、議員言われるように町の経済発展や人口減少対策の即効薬として効果が高いと思われませんが、この20年から30年間の国の経済状況や国政が目まぐるしく変化している中で、企業は海外に進出し人口は都市部へ集中している状況を見ると従来型の企業誘致が正攻法なのか疑問を持っているところであります。

為替などの機械的なマネーゲームに大きく影響を受けながら多くの企業は円高のメリットや低廉な労働力をもとめ海外に拠点工場を新設、操業し、日本への逆輸入が行われています。

しかし、一方では、中国で生産されている野菜などの半製品の輸入を政情が不安定なこと、賃金が上昇していることや消費者の安全安心志向などから国内産地での生産を検討しているとの情報もあり、そういった状況から、現在町内に立地する企業の業務拡大や新規事業などの情報交換を行い、本町の基幹産業である農業に関連した産業発展や将来の北海道横断自動車道開通を見据えた企業誘致などの検討を進めてまいります。

いずれにしても企業誘致を否定するものではなく、ふるさと応援団や札幌くんねっぷ会などを通じ、広いアンテナで情報収集に努めるとともに慎重に対応してまいります。

でご理解をお願いいたします。

以上、ご質問のありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 質問に対するお答えが細かくて私の知らないことばかりだったので、大変勉強になると思います。

順番は多少違いますが、何点か質問させていただきます。

まず、順番は全然違うと思いますが、3点目の企業誘致についての町長からの答えの中で、実際に企業が訓子府にどこか来てくれるところはないか。今までも菊池町長の前の時代からもいろいろな面で努力をされていたのだと思いますが、なかなか訓子府には、いろいろな話がありましたが、結局近年きちんとした企業が来るということがなかったのが現状だと思っています。このことについては、否定するものではなく、これからも考えていってくれるということなので、ぜひお願いしたいと思いますが、この中にもありましたように農業関係、6次産業的なものの考え方から、そういう関係の誘致といいますか、それになりますと本当に北海道の中でも、そういった関連の会社というものはあるだろうし、また、できれば地元の中から、そういうものが確立して、それが企業になって、人を雇うぐらいのものになっていくのが大変いいことではないかと思っておりますので、そこら辺については、地元のこれから6次産業化を目指す農産物についてのいい方向として、考えていってもらいたいと思っております。ただ、菊池町長もいろいろお考えだとは、もちろんここにも否定しないと書いてあります。いろいろとお考えがあるのだと思いますが、ただ1つだけ、このことについては、そんなに難しい問題だと思っておりますが、どうなのでしょう、今回の東北の震災というようなことがありまして、私も行ってきましたが、私以上に菊池町長は、そういうつながりの中で何度も足を運ばれた中で、あちらのほうの企業といいますか、そういうようなもので、お金だけではないにしろ、うちの町で応援しながら、むこうの企業でどこかこちらでやってくれるような、そういう企業というのはないのかとか、そういうことは、町長自身の中で考えてみるというか、あちらに行った時に、そういうものを感じたことはないのか、お答えをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 3度ほど被災地を訪問し、災害の状況を目の当たりにしながら、各個人はもとより、企業が再建に向けて、生々しい努力をしているということは、私も知っておりますし、非常に厳しい中で企業の再建を今、努力しているという状況だということは、まったくそのとおりです、ただそれがイコール訓子府に企業が来るのかどうかという点については、まだそんなに具体的な話はできる状態ではありませんでした。例えば、伊達に来ているいちご農家のハウス栽培で、ハウスの建設等を誘致しながらうんぬんとか、それから、特に、根室や釧路を含めて海産業を中心として、今までの交流の中で、こちらに本拠を移すとかということがあっても、いずれにしても海とそれから流通手段、交通期間等々の自然条件含めて合致しなければ、なかなか難しいし、それから、合致したとしてもノウハウを含めて、かなりの支援的なものがないと難しいということもあって、この点では、具体的なお話をすることができない。被災地のことで限定しますとそういうことですので、ただし、アンテナは絶えず上げておりますので、具体的な話が出た段

階では、やはりいろいろな方にお話しながら、前へ進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。訓子府も金銭的な応援という意味では、3年間やってきまして、こういう企業誘致もこういう機会にという訳ではありませんが、やはりそういう意味での応援ができるような、企業とか、こちらとしても何かそういうもので来てもらえればいいことですし、向こうにとってもそういう条件があうあわないというのは大変大事な問題なのですが、そういう面でぜひとも菊池町長の人脈と人柄でいいものを探して、そういう面から動いてもらうこともいいことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、人口減の問題について、多少質問させていただきたいと思います。

町長の執行方針演説の中にもありますが「まちづくり目標実現に向けた実行力の発揮」という項目の中の一文中に「中核都市に隣接した立地条件などに恵まれた本町は農村ならではの魅力と都市近郊型の暮らしやすさをあわせ持つ町であります」とこれはまったくそうではないかと思えます。ですから、訓子府という町が、具体的に言えば北見の町のベッドタウン化ということで考えても本当に環境的にはいい町だと思いますので、そういう面でいっても、これはあさひ野団地、あけぼの団地の前例もあるように、そういう意味で、人口を増やすということに対しての施策としては、具体的なものでないかなと思えます。確かに先ほどの回答の中にもありましたように、マニフェストを中心とした政策の実行や本年度の施策展開や施策を進める中で、安心して住み続けられる地域づくり、町民にやさしいまちが結果として人口の維持や人口減少の緩和につながっていくと考えています。確かにそうだと思います。実際に昨日からのいろいろな方の質問の中でも実際に減っている人数も少ないですし、逆に増えている場面もあるというようなことで、現状にとっては、訓子府町にとっていろいろな優れた町民にやさしいまちづくりという中で、それが認められて入ってくる人間がある程度いて、人口減少率というのは少ないんだというのはよく分かるのですが、ただ、将来を考えた上では、やはり高齢者の多い町、どこでも一緒ですが、自然減といえますか、お亡くなりになられる方の数も毎年、70、80、100となっていくのではないかと思う中で、やはり将来的に考えますと人口の減というのは、町を維持していく、どんな町を維持していくかというのは別の話ですが、やはり将来的に人数が人口減というのは避けてはとおれないことだと。そういうようなことを考えますとやはりできる時には、そういうある程度の効果のあった、こういう宅地の分譲というのは、まったくいい方法、1つの手段としては、いい方法ではないかと思えますので、ぜひ考えてほしいなと思えます。ただ、漠然とお安い値段で土地を売って、家を建ててもらおう。これが、良いことなのか悪いことなのかということは、いろいろあるとは思いますが、実際に北海道でも値段だけでいえば坪1千円とか100円とか、本当に値段だけでいうと格安で売るといふところが確か北海道で何か所かあったと思えますが、それが今、訓子府にあうかどうかということは、そうは思ってはいませんが、やはり訓子府もまちづくりを考えた中で土地の分譲とか将来的な人口増を望むのであれば、やはりそれに合わせた中で、それと付帯して、それをやることによってよくなることというのもたくさんあるのではないかと。そういうような方策をとった中で効果を考えていくとやはり格安がど

れだけの格安になるのか分かりませんが、いい条件の中で分譲するという事は、非常に効果があっていいことじゃないかと思うので、私としてはぜひ進めてほしい気持ちもっています。今、今年、来年と消費税が上がるのではないかと思います、今のけっこう中堅の若い人あたりも実際に消費税がこれだけ上がっちゃうのだったら、その前に家を建てちゃったほうがいいのではないかと、そういう話が実際にたくさんあるのも確かです。また、相続税の関係とかで、そういうお金が、子どもたちが、孫の年代になる人たちがそういう面で家を建てるとなるとそういう意味でお父さんじゃなくてお祖父さんお祖母さんがお金もっていますからあげるの、今がチャンスだから建てなさいというようなことも実際には、これから進んでいくのではないかと思うので、やはりゆっくりしていただめなのですが、なるべく早いうちにそういう施策をとるときは効果があるのではないかと、ということを考えます。また、あわせてなのですが、これは話は飛んでいないと思うのですが、あさひ野団地にこれからまた20、30戸の分譲をしてもらおうと。これはできれば小学生、幼稚園の子どもがいる若い世代の方に家を建ててもらおう。そうすれば本当に格安どころか、土地も安いし、家を建ててくれたら何割、リフォームじゃないですが、そういうようなことでお金を返しますよと。さらに訓子府はそういう今までやってきた施策の中で、子育てには本当に適した良い町であるということは実績としてありますので、そういうことをやるときはなかなかな来るとは思わないかと。これは今、私はあさひ野団地という意味は、あそこにそれぐらいの20何戸、30戸の子どものいる世帯が来ると条件としては、居武士小学校に入ってください。居武士小学校のこれからの活性化、私は根本には町の中に学校が2つあって、大きい小さいの差はあるにしろ、2つある中で競い合いながら、切磋琢磨しながら2つの学校があるということの良さをある意味感じているものから、今、居武士がこのままだった中でだんだん少なくなって、複式もつらいんだと。複式がつらいということはないのですが、それも維持できないぐらいの学校、こんなに少ないならやめてしまおうなんて言われてしまう前に、そういうようなことで、居武士の再生というか、そういうものを考えていく上でも、これは意味あることではないかと思えます。やはり居武士小学校のああいうへき地校といいますか、小規模校の活動、今でも非常にいい活動をしていますし、そういう学校と中規模の小学校、訓小があるという中での子育て、子どもたちの教育課程の中でも非常にいい効果が得られるのではないかと。やはりそのような土地を安く売って、ただ人を呼ぶだけというのではなくて、あわせて中でそういう効果が表れることの重要性がいいのではないかと、ということを考えています。居武士のことについては、前にお話を聞いた時には、地域の希望とか、地域の流れのお話は大事だということも確かにありましたが、人口増を地域が望むかどうかは分かりませんが、やはり教育的な観点から見た中でも訓子府町の教育委員会とか教育委員さんが、そういう学校の必要性とかも加味した上で町長たちと町要請の中で、そういう必要性も感じるとそういうところに分譲して人を増やしていく。一石二鳥、三鳥の流れの中での施策もやはり考えていただけると大変いいのではないかと、というようなことを思っています。

さらに、今回、私も一般質問の一番最後なので、皆さん今回はいろいろ質問されるのを聞かせてもらった中で、いい話がたくさんあったと思いたのですが、やはり訓子府の町に人が来てもらうということは、やはりそれなりのものがなければ、よその町から来てもらう訳ですから、今までここ何年間かは農家の跡継ぎの方がよそで働いていたけど

も帰ってきたんだよとか、そういうことがたくさんあって増えてきた面というか、減少率が低いという面もあるのですが、やはりこれはまるっきりよその町に住んでいる人が訓子府へ来て住んでくれるのが、一番人口増のもとになると思いますので、そのためにはやはり訓子府町に行けばここがいいんだ。こういうことがあるから訓子府へ行こうというようなものをつくりだしていくというのが一番大事なことだと思います。先ほど居武士の話も1つの方法なのですが、やはりそれとあわせた中で訓子府の町の中の今までやってきた町民にやさしいまちづくりの中の子育て、子どもが育っていく上で本当に訓子府はいい町だと。私も議員になってからいろいろなことを勉強させてもらって、聞かせてもらって分かったのですが、本当に至れり尽くせりの場面がたくさんあって、さらにまだ話からいきましてもっともっとやれる場面もあるのだと思いますが、それは行政の財政のすばらしさというのを感心はしています。ですから、これから何なのかなということ考えた時に、これもはずれてはいないと思うのですが、駅裏の公園を整備するというようなお話の中で、私は一番感じたのは、これはいいことだなと一番思ったのは、よその町から人を呼ぶ、住んでもらう前に訓子府の町に来てもらって、町を感じてもらう部分でいくとあそこの今整備をする時にいろいろなことを考えて、いろいろないいことをやればこれはひとつ目玉になっていいかななんて思っていた面もあったものですから、それで1つ具体的なことで考えていたのが、あそこに屋外の舞台をつくる。その中でいろいろなイベントを組んでいける。いろいろな人がいろいろな集りを、演劇発表にしろ、ダンスの発表にしろ、楽器の演奏にしろ、そういうものが常時、訓子府のあそこの舞台へ行くと良い環境の中でできるんだよと。そういうようなことも1つのアピールの場所でないかななんてことも考えていたので、やはり官民一体となったというか、行政が考えることも大事ですし、民間の方、商工業者の方ももっとこれからいろいろ考えた中で、人を呼んでいく方法というのは、考えていかなければいけないとは思っています。思いますし、そういうことがなされなければいけないんじゃないかなとは思っています。そこで昨日の話の中で良い話もあったと言いますか、訓子府町は職員の質が大変いいと。本当に優秀な方がいて、本当にいろいろな面を考えても何をしてでもできるんだと。それは町長のお墨付きであるという話がありました。町長もそう感じているんだと。ただ、我々から考えますと町長、町の中で道路を1本つくるにしましても何か図書館にしろ、体育館の補修にしろ、何でもやるにしてもやはりここは首長たる町長の意向というのが大変大きなものだと思います。町長は町長で住民の意見、町民の意見をいろいろな場面でたくさん聞きながら、そういうものを進めていくんだという、中にはありますが、ある種そのようにやってきたんだと思うのですが、やはりもうひとつ、今、舞台の話の続きでやっているものですから、ここにいくんですが、あそこに駅裏の周辺整備についてもやはりあそこにホームに舞台をつくって、何かいろいろなことができるようにしたら、人がたくさん集まりますよねという考えの中で言っていたので、それも商工会がこの間、前回の話の中でも出ましたが、商工会の要望はそこら辺だったんだよと。そういうようなこともありましたが、やはり商工会にちょっと聞いてみたら、どうなんだいと。そういう話しあいには町とまめにやっているのかいと話を聞きますと。この話については、少なくともこの道路の話が出た最初のころに商工会の方と数年間、商工会としては、公式に役場とこのことについて話したことはないというような返答がありました。それがやはりそういうふうに、これから町の良さをアピールす

ることが、よその町から訓子府はいいところだから来てもらうおうというようなことになっていくんだと思うのですが、これから町長もこのことをお考えになってやっていく流れはあると思うのですが、やはりこまめな確認といいますか、何て言いますか、町民の要望があつていろいろなことをやる。それをやろうかなと町は思う。町長はその担当にそういうものをこういうふうに進めていってほしいというような話、その後、そこでそれに担当するような町内の方とお話し合いをするのでしようが、それでまず第1案ができあがったら、第2案に行く前には、もう一度そういう関係の人とお話し^{ありゆう}ながら、町民一体となった中で、そういうものをつくり上げていってこそ、やはり町の^{ありゆう}垂流になって、よその町の人にもそういうものをうったえていけるんじゃないかと。そういうようなことを考えますので、いろいろなことを進めていく上で、そういう考え方もひとつ持ってほしいなと思ひますが、それで一番原点に戻りまして、そういう分譲の必要性とかについて、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最初の通告に戻りまして、かつてのあさひ野団地や2つの団地等の答弁させていただきましたが、あけぼの団地も含めて非常にそれなりの成果があつたんだというお話をさせていただきました。実はあれを平成5年以降に担当していた1人に私も企画財政課の担当者でありましたし、隣にいる副町長も当時の担当者でございましたから、どうしてその人口増の政策を深見町政の2期目に向けてそれをつくり上げるかというかなり内部的な議論をして、当時、国土交通省のそういう分譲に対する考え方はもちろんありまして、全体的に国全体が分譲や住宅建設の中で歩もうとしていた。すなわち内需の拡大を政府の基本として、公共事業を拡大化していくということで、そのほかに1人生まれたら50万円を払うとか、道内でもいろいろなばらまきの人口増対策というのをやっていたが、熟慮に熟慮を重ねて1つはあそこのあさひ野団地に分譲区画を坪1万円で上下水道完備等々のことをやってみようと。予想以上に町外の方々が申込された。それから、あけぼの団地にいったということです。その頃からしてみると平成10年でいうと1年間に住宅を建てる人が町内で52戸あつたのです。今20年になって、それから10年たつて今どうなのかというと大体町内で住宅を建てるのは2戸、それから最近でいうと10戸前後というのが推移でございます。そういう点でいきますと非常に住宅建設の民間需要についても厳しいものがあるというのが1つです。それからもう1つは、例えば、今日出に民間の宅地分譲をやっております。これは大体20区画で、そのうち約半分近い9区画が売却済みでもう住んでいる。しかし、残り11区画については、まだ販売可能とはいいいながらも進展しない。これは坪1万7,500円ぐらいというふうに私たちは聞いているのですが、町に分譲からしてみると幾分高めですが、これらの動きを見ても1つは、やはり今、宅地分譲なり、住宅建設というのは非常に厳しい環境の中にあるというのが1点。それから、この民間で分譲していることをある意味では、さておいてと言つたら失礼かもしれませんが、行政は行政でそういったこと分譲を今やるのが本当にかどうかということが非常に危惧するところですし、それから、民間のアパートもあれから随分建つたりしています。若葉、あるいは旭町にも建つたりなんかしている状況ですし、その点でいくと官と民とのバランスの問題でいくと非常に厳しいものというのは慎重にならざるを得ないという状況が私は今の段階ではあるのではないのかと思ひます。だか

ら、当時、私が一担当者として、担当していた分譲の問題やそういった人口増対策もかなり慎重にならざるを得ないというのも実態です。決してあきらめた訳ではないのですが、その件の見極めがやはり今、大事なのではないのかというのが、大きくって1点です。

企業誘致の関係で申しますと例えば、小清水で統合した学校の空き校舎にお菓子のメーカーがきて、そこではじめるということで、町をあげて良かったという、珍しいことだったのです。ところが実際にふたを開けてみると職員が集まらない。地元の。雇用を確保できないという問題がやはり起きてきている訳です。これはうちの町でも例えばいろんなお願いをして、非正規職員、臨時職員を例えば正職員にしてくださいという話をお願いをして、何とかしてもらったりする。職員を増やしてくださいとって、ホクレン関係でも少しずつですが、増やしてもらったりしている。そういう努力をしているのですが、実際には、例えば、ホクレンの実証研修牧場なんかで募集しても職員が集まらない。こういう問題がやはり今起きてきているということも含めていくと企業の誘致というのは、なかなか来ないという状況もありますが、非常に難しい側面が今、改めて出てきているのではないかという感じをしています。例えば、ちょっと中に入りますが、この間に私の個人的も含めて例えば、仙台を本社にしている半田屋という、取締役会長と重役が全部来ました。中国で今いろいろ野菜のをやっているが、中国の政情が不安定だと。それで、本社が仙台ですから、東北で野菜栽培しようかと思ったが、放射能の問題で東北に対する消費者離れが非常に進んでいると。何とか訓子府町のほうでオホーツクで野菜を確保して冷凍して、それをパッケージして半田屋さんでやっている食材でカレーライスだとか、いろいろなことをチェーン店でやれないかという話をもってきました。これはやはりちょっといろいろな角度からいうとはい分かりました。やりましょうという話にはならない問題が、1つは、被災地の問題もちろんありますし、企業というのはやはり儲からないとペイしないと撤収していくという問題がありますから、その点でいうとこちらからお願いしますお願いしますというだけではなくて、やはり本当に求めているものとうちの町が今訴えていることが合致していくという、詰めが非常に企業誘致というのは難しいなとか、もっと言うと町内にスーパーを、ある意味でのスーパーに類するものの土地を確保したいという動きもあったということは間接的に私のところにきています。そうするとこれは地元の呉服、あるいは小売金物店等が非常に影響を受けるという問題とこれの両立をどうするかということを含めたものがこれから出てくるとか、これは企業誘致というのは、非常にプラスの面とマイナスの面を含めて、トータルとして考えていかないと町の発展につながらないのではないかという点もありますので、その辺は、私は慎重に受けながら、そして、地元にもマッチして末永く雇用も確保して地元の産業やそういったものと両立併用しながらやっていけるような企業というのは、ぜひ迎えたいと思っていますので、あきらめている訳ではなくて、やはりそういう考え方を持っていきたい。何よりも私は前のご質問にもありましたように、今ある企業や団体の充実、確保、そして拡大をお願いして、ある意味では、クノールやホクレン関係、それから石灰もちろんそうですが、農業試験場含めて、さらに一度厳しい状況だといわれながらも、ある意味では反転、攻勢に出ていくような、そういう中で一緒になってやっていこうということを今やっていますので、少しずつこうしたことが、余湖議員が言われるように人口増に対する対応も含めて慎重かつ積極的に打ち出して

いかなければならない時期だと思っていますので、いただいた意見も受け止めながら検討して前向きに考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 企業誘致に対する町長の考えはよく分かりましたので、ただ、企業誘致については、そういうことで鋭意努力していただきたいというのは本当のところでございます。それと先ほども言いましたように本当に可能か不可能かはちょっと分かりませんが、本当に東北関係の震災の応援もできるようなかたちで、そういうようないい応援ができるような会社があれば、ぜひ訓子府でというようなこともぜひ、これからも考えていただきたいと思っております。

次に移る前にもう1つだけ、先ほどからほかの方からの質問の中にも何度も出てきたのですが、これは私の質問の流れでいきますとやはり訓子府の良さをよそにアピールすることがまったくよそから訓子府良いところだから住んでみよう。自然増の1つの要因になる場面もあるのではないかと思います。やはりその中で町長言われました地元の企業ががんばることによって、それが大きくなれば企業誘致の1つになるのではないかとというようなこともありましたので、そのような中でやはり商工会がもっとがんばらないといけない。それは私もいろいろな話を聞いていて、本当にそうだなと思っています。町としても道としても国としても商工会活動については、いろいろな面で応援していつている。訓子府で言えばリフォーム、太陽熱、いろいろな面での多大なお金の応援もしていますので、ただそれと反比例するように商工会の熱はどうなのだというようなことの話が出ましたが、これについては、私も一部商売をやっている人間として感じるところでございます。ですからやはり、商売というのは、個人の店にしろ、訓子府の大きな企業を抜いた本当に底辺でがんばらなければいけない店屋というのは、個人の商売しかないのですが、やはり一人ひとりがどういうふうにして商売をやっていくのかということが非常に大事で非常に辛い場面もあるががんばらなければいけないということも確かなのですが、はっぱをかけてくれという訳ではないのですが、やはりいろいろな面で本当に町からの流れの中で一時プリペイドとかもありましたし、今現在も続いているリフォームについてもかなりの効果的なものがあるので、それに応えた中で商売をやっている1つの企業としても皆がんばって、もっと協力していきますというような方向というのは、まちづくりの中で大変大事なことだと思いますので、これは要望というか、よければという話ですが、もっともっと町の優秀な町職員の方からの良いアイデアですとか、もっとがんばれよと。そういうようなことも言っていただいて、十分結構ではないかと思っておりますので、そういう意味でのご指導をいただければいいのではないかと思います。少なくとも商工会の話だけを私だけでこうやって言っているのかは分かりませんが、10数年前の街並みを整備するにあたって、菊池町長の頃には大変お世話になった話もありますが、あの頃のやはり商工会の各店の意識と今の意識とは、かなり違っているのではないかと思いますので、そういう将来的なものに向けてもっと思ったことを言っていただいて、良いほうに導いていただくような行政の指導があっても私はいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 商工関係については、村口課長を中心にしながら非常に商工会の事務局の皆さんと一緒に、この難局を打開する努力を日常的に続けているところで

ございますので、これからもまた、単にお金を出すとか、単に支援するというだけではなくて、商工会の皆さん、農業者はもちろんそうですが、自らがやはり立ち上がっていく、そういう力を喚起するような政策をこれからも続けていきたいと思っています。訓子府の応援団を含めて、理解者を増やしていくということも含めて、今日、例えば、高田ケイさんという方がお昼に私を待っていてくれまして、今、中学校の子どもたちと昼食を食べて交流会をしています。この方は函館にうちの訓子府中学校の3年生が修学旅行で去年出向いた際に、子どもたちがくんねっぷ音頭を踊ったのです。その前は札幌でやった訳です。とても感動して東京の女性の方が「こんなに目の輝いた、こんなに素敵な子どもたちがいる町へ行ってみたい」ということで、今日その実現かなって彼女が来てくれた訳です。そして、また6月に来たいと言って、東京で事業をやっている方の奥様だということなのですが、訓子府をもっと宣伝させてくださいと言って来てくれました。こんな積み重ねが実は私はとても大事なのではないのかと思っています。あまり議員の皆さん知らないと思うのですが、実は訓子府の読み物中でもっとも人気のあるというのは、これなのです。応援団だよりというのが、これはうちの企画財政課の女性職員が手作りでカラー刷りでちょっとけばけばしいところもあるのですが、こうやって書いています。これは地元の特産品なんかも含めて書いたり、お店屋さんのここが訓子府の売り物ですとかつ井から何から含めて、かなりこういうカラフルな、これは修学旅行のお便りを踊ったやつを出したりして、非常に読みやすく分かりやすい。これが今130人ぐらいに応援団が増えてきているということで、何とかそういう意味では、少しの一助になればとか、あるいはいろいろなかたちの交流の輪が広がって、訓子府の応援団が増えていけばいいのかなというふうに思っていますので、さらに議員のご指摘もごさいますように私どももがんばっていきますので、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。いろいろな面で、協力してと言いますか、皆さんの意見でいろいろ変えながらやっていきたいと思いますが、行政も力がありますので、できることは言って、町にぼんぼんふって一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の質問に入らせていただきたいと思ひます。教育長にお願ひいたします。

いじめ・体罰に対する考え方と対策についてということで何点かお聞きいたします。

学校教育だけではなく、社会体育、社会教育、さらには、日常生活の中においても「いじめ」や「体罰」は存在するものと認識しています。昨年度に多く取り上げられた子どもの自殺にまで発展したいじめ、大阪の高校の過激な体罰による生徒の自殺、大人の世界での柔道の体罰など、多くの問題の報道が取り上げられる中で、我々も他人事ではなく、身近な問題として、考えさせられることだと思ひます。

当町においては、昨年度においても、そのような事故の報告はなく、安心な場面もありますが、いつ、いかなるかたちで発生するかもしれません。

それらへの考え方並びに対策についてお尋ねいたします。

1つ目として、現在「いじめ」の確認や、予防のための方策として、どのようなことをしているのか。今後どのような取り組みを考えているのかお尋ねいたします。

2つ目としまして「体罰」についての認識をどのように考えているのか。また、その予防

に対して、どのような取り組みを考えているのかお尋ねいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、いじめ、体罰への取り組みについて、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「いじめの確認や予防のための方策と今後の取り組み」についてであります。先の12月定例議会での答弁と重複いたしますが、現状としては、各学校で実施している年2回のアンケート調査や日々の児童生徒の見守りを実施する中で、児童生徒の変化や児童生徒から発するシグナルを見逃さないように観察することで、いじめの確認及び未然防止に努めております。教育委員会では、学校との情報共有が大切と認識しており、月1回開催の校長会議及び随時報告を活用するなど、日頃からいじめ問題を含めた意見交換を行っております。

いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであるという危機意識をもっておりますが、しかし、「いじめ」は決して許されるものではございません。

いじめの原因や背景等は、児童生徒の心の問題が深く介在していることや社会的風潮の影響、家庭のしつけの問題などさまざまな要因が複合的に絡んでいると考えられます。いじめは外から見えにくい形で行われていることが多く、その実態の把握は難しいものがありますが、大切なことは、その兆候をいち早く把握するとともに迅速に対応することが重要だと思っております。

今後においても、教育委員会として学校や家庭、地域の皆さんとも緊密な連携を図りながら、早期発見、未然防止、的確な対応に努めてまいります。

2点目の「体罰についての認識とその予防への取り組み」についてのお尋ねですが、「体罰」とは、例えば平手でたたく、こぶしで殴る、足で蹴るなどの身体に対する侵害や、正座や直立などの姿勢を長時間にわたって保持させるなど、肉体的苦痛を与える行為であり、決して許されるものではございません。

昨年12月、大阪市の高校で、教員による体罰が背景にあると考えられる自殺という痛ましい出来事が発生しました。

また、スポーツ界では、女子柔道における体罰やパワーハラスメントなどの事件が発生し、体罰が社会的な問題となっております。

これを受け、文部科学省では、国公私立の小学校、中学校、高等学校等に体罰に関する一斉調査を実施しており、本町教育委員会においても、現在、教職員に対する調査、児童と保護者に対する調査、生徒に対する調査を実施中で、4月上旬に集約するスケジュールとなっております。この調査に先駆けて実施いたしました各学校長からの報告では、体罰はないとの回答を得ております。

また、スポーツ少年団の活動においても、指導員が団員へ体罰を加えたという事例はなかったと認識しております。

体罰の防止に向けては、校長会議などを通じて教育現場にあつては、体罰は決して許されない行為であることの指導徹底を図るとともに、学校においては、校長から体罰について全職員に対し指導を行い、校内研修や教育活動の場を通しまして周知徹底を図っているところです。

「体罰」は「いじめ」とは違い、発生を完全に防ぐことができる行為でありますの

で、関係機関や地域で連携を図りながら、教職員や少年団指導者等に対し、体罰は教育行為ではなく決して許されるものではないことを徹底し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、より良い教育環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのあった2点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。いじめについては、確かに前にもお話を聞きましたので、似たような返答でありましたので、これは当然な話かなと思います。ただ今回は、あるかないかというような話ではなくて、確認や要望のための方策として、どのようなことをしているのかということをお聞きしたかったのが本筋なのですが、その前に、いじめの定義はここに何点か書いてありますが、これについては、皆さんお分かりだと思いますが、これがこっちであったのがやったことが、こっちへ行ってやったらそれはいじめにならないで、単純にお遊びだったとか、そういうことというのは多々あるもので、昔でいいましたら、こういう話が話題にならない時期では、そんなことは日常茶飯事で、それは逆に言いますとそこは家庭でも世の中でも見守りの世界の中でも、そんなことがカバーもできたし、ほかのことでもそういうことがあったんで、あまり気にならなかったのかなという気持ちもあります。私も学校のこと、小学校、中学校とかを考えますとそんなことはしょっちゅうあったのかなと思います。ただ、その時に心が強いのか弱いのかで、それをどう感じるのかというのは、いろいろだということに結論はでないのかと思います。ただ、今、子どもの心が弱くなったのか、親の心が弱くなったのかは分かりませんが、そういうことに対してこういうふうには自殺にまで発展するようなことがある以上はやはりある程度の予防策といいますか、そういうことはやっていかなければいけないので、ただやるのでしたら、もう過剰になってもいいので、この中でありました児童生徒の変化や児童生徒から発するシグナルを見逃さないように観察することでいじめの確認及び未然防止に努めているという、これはこの確認というか、シグナルを見逃さないように、これは先生のお話を言っているのでしょうか、先生の話と言っているのだとすれば、この文章というのは、学校の話の中で、先生がシグナルを見逃さないようにし、それを受けた校長先生たちの会議の中で随時報告をするというようなことになっているということですが、できることならば、これは新聞とか、ほかの学校とかの地域との取り決めの中にもありますが、やはり子どもたちが言葉を発せられる場所、発せられる機会、これはたいしたことないことから、すごいことになるのかもかもしれませんが、やはりアンケート等をとっていらっしゃるのでしょうが、年に何回とかの考えではなくて、いつでもものが言えるような場所の設置というのですか、いつでも手紙を書ける、いつでも一言この人に言えるよとか、そういういつでもそういうものを受け止めてくれる。聞いてくれるような場所の設置というのがあるといいのではないのかといじめについては、そういうようなことを考えるのですが、とりあえず訓子府の場合は、今、生徒に対して年間2回のアンケートの中でということの対応しかないのか。いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いじめの未然防止に対するお話だったと思いますが、確かに学校だけのシグナル、子どもから発するそのことをシグナルだけでは、なかなか気がつか

ない部分もあったりするという事であれば、やはり家庭での親なり、兄弟なり、身内なりが家庭でのその子なりのシグナルを見逃さないような情勢というか、そういうことも大事だと私自身は思っております。そのいじめに関する防止策ということでいえば、前段ご回答申し上げたように、アンケートでいえば年2回のアンケートを行って、ささいなそのことの中の記述が、例えば、ささいなことでもその記述がそのことであればそのことを兆候を見逃さないように、そのことを実施後、気になる生徒だとか児童にその状況を内容を聞いて重篤というか、拡大しないようなかたちでの対応をまずとっている。それとあと学校での児童生徒の観察で申し上げますと確かに担任だけではなくて、やはり副担任というか、いろいろ先生がかかわる部分がありますので、担任のほかに全教職員がそれぞれのクラスの中でのそういうシグナルというか、目を配りながら子どもの日常生活の中で発するシグナルを見逃さないようなかたちで取り組んでいっている状況ということが、まず未然防止という部分です。

それとあとしつこいぐらい申し上げたいと思いますが、いじめ自体は、いつでもどこでも起こり得るということの認識が一番重要だということで、そのことは教職員に向けてもその認識を置くようにということは、先ほど言いました校長会等を通じながら、そのことは常々徹底させておりますし、例えば、いじめに対する研修などがあれば、その辺のことの応援は教育委員会としても応援していくというかたち。

それとあともう1つ、情報の共有が必要だということでございます。それは学校現場だけでは対応できないのはもちろんですから、その辺は教育委員会との情報共有を図りながら、さらには地域、家庭の中での連携をとるとというのが一番大事だということで、私どもは認識していますので、これからも未然防止に努めていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 最後に教育長に言っていただきましたように、本当に教師だけ、教育委員会だけ、教育委員会と教師だけとかではなくて、やはり子どもも親たちも皆の中で情報を共有しながら、ささいなことでも出たことが、これがいじめと言われるのかと思うようなことでも、こういうことがあったんだよとぼんぼん言って、考えてもらうというのが大事なことだと思いますので、そこら辺は、遠慮なく行政の力を使って、皆を巻き込んだ中で、対策を練っていってくれると一番いいなと思います。

あわせて体罰の話なのですが、時間もないのでちょっとあれしますが、体罰というのは、どうしても小さい頃からスポーツをやっているとして、それから40年来、子どもの剣道を教えていますが、体罰は最近新聞でえらい指導者がたくさん体罰はなかったとか、どうのこうの言うのですが、実際にやっていた人は、我々みたいに30年、40年、その頃から考えると50年もスポーツをやっている人間は、ないなんていうのは絶対間違いの話だというのは、はっきりしていると思います。ただ、今になって、今ですから、こういうことが良いとか悪いとかという論議になるのだと思いますが、20年、30年ぐらい前は、子どもを教えながらたたく。文句を言ってきた親がたくさんいて、それは良いことなのか悪いことなのかと考えた時期もありますが、そういうことが、ただ、指導者と子どもの関係で言えば、どこにコミュニケーションをとって、平手でたたく、げんこつでたたく、我々で言えば竹刀でたたくなんていうのは、それはどこまでが指導で、どこまでが愛情なのかということのそこら辺は結局コミュニケーションをいかにとっているのかとい

うことで我々は片付けてきたつもりはしているのですが、体罰についても、まったく先ほどのいじめと一緒だと思うのですが、やはり情報交換というのですか、一部の人間がみるのではなくて、やはりいろいろな、先ほどのいじめと同じように周り全部で見つめる中で、対応していくというのが大事ではないかと思えます。これは学校だけでなく、社会体育の中でも本当にスポーツ少年団についてもお話が出ていましたが、これは本当にスポーツ少年団だけではなくて、大人のもちろんスポーツの社会でもありますし、きっと教育委員会でいえば、社会教育の関係の中でも、コーラスやカラオケやそれこそあり得るならば、金管楽器の中でもあるのではないかと思えますので、そういう面では、いろいろなことで対処していく方法をとっていただきたいと思えますので、最後に一言お願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員言われるようにスポーツに限らず、人と人との間ではコミュニケーションが一番重要だと私自身も思っております。教育現場にあっては、教育現場に限らず、体罰はあってはならないということは、十分認識しています。ただ、この体罰の問題の中で、ちょっと私も雑誌等を読んで、このようなことが書いてありました。ある上級生が下級生に対して鉄拳制裁を加える。そうした経験を持つ学生が卒業後、スポーツや体育指導なり、指導者になり、今度は生徒や選手に体罰を加えるというかたちの暴力を振るうという、悪しき連鎖をつくり出す構造こそが絶えることのない体罰の根源があるというようなかたちで書いておりました。言い換えれば、体罰をなくすためには、やはり管理しやすい教育から、今後は個人に対する個人の権利とか個性を活かすような教育に転換しなければ、この体罰問題というのが、なかなかなくなれないということを書いた社説がございましたので、まずご紹介いたしまして、私もこの辺は、まったく同感でございます。今後は、教育委員会並びに家庭、地域とも連携しながら、体罰の問題について、取り組んでまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 5番、余湖龍三君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

お諮りいたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。会議時間が相当残っておりますので、議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次、日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会設置

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

平成25年度各会計予算及びこれに関連する議案を審議するため、議長を除く、議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第13号及び議案第7号から議案第12号までの各案を付託することにいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第13号及び議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会での付託案件の審査のため、ただいまから、この定例会を休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査のため、この定例会を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日はこれにて本会議を散会いたします。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 2時04分